

半 期 報 告 書

第67期中 (自 平成19年4月1日)
(至 平成19年9月30日)

大日本スクリーン製造株式会社

京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1

電 話 京 都 (075) 414-7151 (代表)

3 7 1 0 2 8

第67期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書を末尾に綴じ込んでおります。

大日本スクリーン製造株式会社

目 次

	頁
第67期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	5
1 【業績等の概要】	5
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	9
4 【経営上の重要な契約等】	15
5 【研究開発活動】	15
第3 【設備の状況】	16
1 【主要な設備の状況】	16
2 【設備の新設、除却等の計画】	16
第4 【提出会社の状況】	17
1 【株式等の状況】	17
2 【株価の推移】	21
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【中間連結財務諸表等】	24
2 【中間財務諸表等】	60
第6 【提出会社の参考情報】	79
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	79
中間監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月21日

【中間会計期間】 第67期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 大日本スクリーン製造株式会社

【英訳名】 DAINIPPON SCREEN MFG. CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 橋 本 正 博

【本店の所在の場所】 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1

【電話番号】 京都(075)414-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 経理戦略室長 巽 光 司

【最寄りの連絡場所】 京都市上京区堀川通寺之内上る4丁目天神北町1番地の1

【電話番号】 京都(075)414-7155(代表)

【事務連絡者氏名】 経理戦略室長 巽 光 司

【縦覧に供する場所】 大日本スクリーン製造株式会社東京支店
(東京都千代田区九段南2丁目3番14号
靖国九段南ビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第65期中	第66期中	第67期中	第65期	第66期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
(1) 連結経営指標等					
売上高 (百万円)	111,779	143,295	145,275	246,533	301,311
経常利益 (百万円)	7,139	14,120	9,237	17,279	27,026
中間(当期)純利益 (百万円)	5,651	9,042	5,491	15,236	18,451
純資産額 (百万円)	109,662	125,504	135,647	126,427	133,778
総資産額 (百万円)	256,119	300,258	313,741	270,273	319,518
1株当たり純資産額 (円)	438.16	504.27	549.65	500.44	542.13
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	22.77	36.01	22.38	60.66	74.05
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益 (円)	20.83	33.38	20.70	55.81	68.63
自己資本比率 (%)	42.8	41.6	43.0	46.8	41.6
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,839	10,198	△11,872	14,906	23,644
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△7,563	△3,102	△8,995	△7,482	△8,518
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,803	△8,059	16,002	△13,441	△8,874
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	24,363	26,472	29,183	27,244	33,990
従業員数 (名)	4,635	4,743	5,067	4,672	4,798
(2) 提出会社の経営指標等					
売上高 (百万円)	92,828	119,955	119,297	205,167	247,755
経常利益 (百万円)	6,029	11,502	8,277	12,955	21,728
中間(当期)純利益 (百万円)	5,836	6,626	6,185	13,355	14,748
資本金 (百万円)	53,436	54,044	54,044	53,998	54,044
発行済株式総数 (千株)	251,550	253,973	253,974	253,791	253,974
純資産額 (百万円)	105,544	114,648	122,990	119,208	120,653
総資産額 (百万円)	248,830	281,555	287,970	255,293	299,603
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	10.00	15.00
自己資本比率 (%)	42.4	40.7	42.7	46.7	40.3
従業員数 (名)	2,341	2,254	2,282	2,354	2,225

(注) 1 売上高には消費税等を含まない。

2 中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、記載していない。

3 第65期の1株当たり配当額10円は、特別配当5円を含んでいる。

4 従業員数は就業人員である。

5 純資産額の算定にあたり、平成18年9月中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

2 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社47社および関連会社4社で構成され、電子工業用機器および画像情報処理機器の製造・販売を主な内容とし、さらにそれらに関連する研究およびサービス等の事業活動を展開しております。

当中間連結会計期間において事業内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(電子工業用機器)

プリント配線板製造装置などの保守サービス体制の充実のため、平成19年4月に、株式会社MEBACSを設立しました。

(その他)

ソフトウェア開発の強化を図るため、平成19年8月に、株式会社パピルスの発行済株式の90%を取得し、既存出資分10%と合わせて100%子会社化するとともに、社名を株式会社エステンイン札幌に変更しました。

3 【関係会社の状況】

新規

当中間連結会計期間において、新たに提出会社の関係会社となった会社は以下のとおりです。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 MEBACS	東京都豊島区	50	電子工業用機器	100.0	当社の委託によりプリント配線板製造装置などの保守サービスを行っている。 役員の兼任4名 (うち当社従業員4名)
株式会社 エステンイン札幌	札幌市中央区	70	その他	100.0	当社の委託によりソフトウェアの開発を行っている。 役員の兼任3名 (うち当社従業員3名)

(注) 主要な事業の内容には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成19年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
電子工業用機器	2,967
画像情報処理機器	1,372
その他	288
全社(共通)	440
合計	5,067

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外からの当社グループへの出向者を含む)である。

(2) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	2,282
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外からの当社への出向者を含む)である。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は主として大日本スクリーン労働組合である。なお、労使関係は良好であり、特に記載する事項はない。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における世界経済は、米国経済に一部減速感が見られたものの、欧州や東南アジア、中国経済において景気拡大が続くなど、総じて堅調に推移しました。わが国経済におきましては、企業収益の改善を背景とした設備投資が堅調に推移し、景気の緩やかな拡大が続きました。

I T関連分野では、携帯電話や携帯音楽プレーヤーの需要拡大に加えてデジタルカメラやデジタル家電の高機能化などにより、メモリーデバイスを中心に半導体市場の拡大が続きました。

当中間連結会計期間における当社グループの業績につきましては、売上高は1,452億7千5百万円と前中間連結会計期間に比べて19億8千万円(1.4%)増加しましたが、半導体製造装置における販売価格の下落やF P D製造装置の大幅な売上減少などにより、営業利益は119億7千9百万円と前中間連結会計期間に比べて30億1千1百万円(20.1%)の減少となりました。

営業外費用において、代理店契約終了に伴う営業補償費用が発生したほか持分法による投資損失などが増加した結果、経常利益は92億3千7百万円と前中間連結会計期間に比べて48億8千2百万円(34.6%)減少しました。また、確定拠出年金制度への移行に伴う退職金制度変更益や過年度賃借料修正益などの特別利益を計上しました。

以上の結果、中間純利益は前中間連結会計期間に比べて35億5千万円(39.3%)減少し、54億9千1百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は以下のとおりです。

〔電子工業用機器事業〕

半導体製造装置では、メモリーデバイスを中心とした旺盛な半導体需要を背景に、半導体メーカーによる積極的な設備投資が継続し、当社の半導体製造装置の売上は前中間連結会計期間に比べて増加しました。地域別では、台湾での売上が大幅に増加し、国内も堅調に推移しました。製品別では、300ミリウエハー対応のバッチ式洗浄装置が、「FC-3100」の伸長により大幅に売上を伸ばしました。枚葉式洗浄装置は、前連結会計年度の下期より販売を開始した300ミリウエハー対応の「SU-3100」を中心に堅調に推移しました。一方、関連会社の株式会社SOKUDOから生産を受託しているコータ・デベロッパの売上は減少しました。

F P D(フラットパネルディスプレイ)製造装置では、昨年夏以降の液晶ディスプレイの在庫調整や価格下落により液晶パネルメーカーの設備投資が抑制されたため、当社のF P D製造装置の売上は前中間連結会計期間に比べて減少しました。製品別では、P D P(プラズマディスプレイパネル)用露光装置の売上は増加しましたが、主力の液晶パネル用コータ・デベロッパの売上は大幅に減少しました。

その他の電子工業用機器では、国内、中国、韓国などにおいて、プリント配線板メーカーの設備投資が低調に推移したことにより、プリント配線板製造装置の売上が前中間連結会計期間に比べて減少しました。

以上から、当セグメントの売上高は1,149億5千6百万円と前中間連結会計期間に比べて27億2千9百万円(2.4%)増加しましたが、営業利益は99億3千6百万円と前中間連結会計期間に比べて43億3千1百万円(30.4%)減少しました。

[画像情報処理機器事業]

主力のCTP(Computer to Plate)関連製品は、東欧や中国、アジアなどの新興市場では売上を伸ばしましたが、普及が進んでいる欧米や国内市場では前中間連結会計期間に比べて売上が減少しました。POD(プリント・オン・デマンド)を可能にするデジタル印刷機では、「Truepress(トゥループレス)344」の売上が欧州を中心として堅調に推移しました。また、前連結会計年度の第4四半期より出荷を開始したフルカラーバリアブルインクジェット印刷機「Truepress Jet(トゥループレスジェット)520」も順調に売上を伸ばしました。一方、大型インクジェットプリンターの売上は、前中間連結会計期間に比べて減少しました。

以上から、当セグメントの売上高は288億9千4百万円と前中間連結会計期間に比べて9億1千9百万円(3.1%)減少しましたが、引き続き固定費の削減に取り組んだことに加え、円安効果も寄与し、営業利益は15億4千9百万円と前中間連結会計期間に比べて13億7千7百万円(797.0%)の増加となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、売上高が14億2千4百万円と前中間連結会計期間に比べて1億7千万円(13.6%)増加しましたが、営業利益は4億9千2百万円と前中間連結会計期間に比べて5千7百万円(10.4%)減少しました。

所在地別セグメントの業績は以下のとおりです。

日本におきましては、半導体製造装置の売上は伸びたもののFPD製造装置の売上が大幅に減少したことにより、売上高は968億4千9百万円と前中間連結会計期間に比べて27億1千5百万円(2.7%)減少しました。また、売上の減少に加え半導体製造装置の販売価格が下落したことから、営業利益は105億2千9百万円と前中間連結会計期間に比べて31億7千1百万円(23.1%)減少しました。

北米地域では、半導体製造装置が堅調に推移し、売上高は205億5千9百万円と前中間連結会計期間に比べて20億4千6百万円(11.1%)増加し、営業利益は6億7千7百万円と前中間連結会計期間に比べて12億9百万円(前中間連結会計期間は5億3千1百万円の営業損失)増加しました。

アジア・オセアニア地域では、売上高は101億1千9百万円と前中間連結会計期間に比べて2億5千6百万円(2.5%)減少しましたが、生産子会社の操業度が改善したことなどから、営業利益は12億8千8百万円と前中間連結会計期間に比べて9千6百万円(8.1%)増加しました。

欧州地域では、主に半導体製造装置の売上が増加したことにより、売上高が177億4千6百万円と前中間連結会計期間に比べて29億6百万円(19.6%)増加しましたが、半導体製造装置における販売価格の下落や大型インクジェットプリンターの売上減少などにより、営業利益は1億3千万円と前中間連結会計期間に比べて7億3千5百万円(84.9%)減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ48億6百万円減少し、291億8千3百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務の減少額、法人税等の支払額などの支出項目が、税金等調整前中間純利益、売上債権の減少額などの収入項目を上回った結果、118億7千2百万円の支出(前中間連結会計期間は101億9千8百万円の収入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、半導体プロセス技術センターの新設や前連結会計年度に完成した半導体製造装置およびFPD製造装置の新工場建設費用の支払いなど、主に有形固定資産の取得により、前中間連結会計期間に比べて58億9千3百万円(190.0%)増加し、89億9千5百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払いをはじめとする運転資金や配当資金などを賄うため、主に短期借入金による資金調達を行い、160億2百万円の収入(前中間連結会計期間は80億5千9百万円の支出)となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
電子工業用機器	87,486	△9.3
画像情報処理機器	15,928	+4.0
その他	1,092	+214.4
合計	104,507	△6.7

- (注) 1 金額は販売予定価格による。
2 上記金額には消費税等を含まない。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
電子工業用機器	106,758	△14.3	102,345	△14.6
画像情報処理機器	29,869	△5.9	6,221	+9.5
その他	661	△8.3	—	—
合計	137,287	△12.6	108,566	△13.5

- (注) 上記金額には消費税等を含まない。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
電子工業用機器	114,956	+2.4
画像情報処理機器	28,894	△3.1
その他	1,424	+13.6
合計	145,275	+1.4

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去している。
2 上記金額には消費税等を含まない。
3 「その他」には受注生産以外のものが含まれている。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会におけるご承認に基づき、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「本施策」といいます。）を導入しております。

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。ここでいう特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

（注1） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

（注2） 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注3） 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

（注4） 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

（注5） 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。

（注6） 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとしします。

（注7） 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、その前身である石田旭山印刷所（明治元年創業）が写真製版用ガラススクリーンの国産化に成功したのを機に、昭和18年、同ガラススクリーン製造技術を事業化するベンチャー企業として設立され、設立以来、ガラススクリーンの製造で培われてきた『フォトリソグラフィ（注8）』をコア技術として各種写真製版用機器を開発・製造し、印刷関連機器の総合メーカーとして成長するとともに、半導体、液晶や有機ELなどフラットパネルディスプレイ（FPD）、プリント配線板などエレクトロニクス分野の事業へそのコア技術を展開し、今日の大日本スクリーン製造株式会社を築きあげてきました。

この間、当社は、フォトリソグラフィ技術を基礎として新しい事業や技術・製品の創造に常にチャレンジする「思考展開」を経営理念とし、さらに、企業の未来永続的な存続と繁栄のために、企業理念として『未来共有（未来をみつめ社会の期待と信頼に応える）』、『人間形成（働く喜びを通じて人をつくる）』、『技術追究（独自技術の追究と技術の融合を推進する）』を掲げ、全社員が活力ある企業体質を作り出すとともに、株主、顧客、取引先にとどまらず、社会的責任を果たすものとして、地域社会との調和、環境への配慮など広範囲のステークホルダーの利益を最大限に追求してきました。

このような事業展開を推進してきた一つの帰結として、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、半導体製造装置やFPD製造装置を中心とした電子工業用機器事業を主力事業に据え、コア技術の源流である印刷関連機器を取り扱う画像情報処理機器事業、並びにこれらの関連事業との有機的な結合によって確

保・向上されるべきものとしており、これら事業のシナジー効果こそが当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の源泉であると考えております。従いまして、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に確保・向上することができる者でなければならないと考えております。

当社は、大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主がこれを受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しており、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主が当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主に提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度の下においては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。かかる状況の下においては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(注8) フォトリソグラフィとは、写真現像技術を応用して微細なパターンを形成する技術をいいます。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、前述の基本方針を具体化する取組みとして、「新たな成長へ、3,000億円企業への飛躍」を経営目標とした、連結中期3ヵ年経営計画「Vision2008」（平成19年3月期～平成21年3月期）に取り組んでおります。「Vision2008」では、既存事業の拡充及び技術の複合化と応用による周辺事業への展開によりすべてのステークホルダー（利害関係者）にとって魅力ある企業グループへと成長を続けることを基本方針とし、連結売上高3ヵ年合計8,800億円以上、連結営業利益率10%以上、営業利益3ヵ年合計900億円を数値目標としています。当社グループでは「Vision2008」の達成に向けて、以下を重点課題として掲げ取り組んでいます。

①新たな成長へ選択と集中

既存事業の拡充と周辺事業への展開を積極的に進め、スクリーンブランド価値の向上及び知的財産の戦略的展開を図ります。現在、当社の半導体洗浄装置技術のさらなる強化を目的として、半導体製造プロセス技術の開発拠点「プロセス技術センター」の建設を進めており、平成20年4月の稼働を目指しています。

②技術が牽引

「技術のスクリーン」「ものづくりのスクリーン」を標榜し、開発力・設計力・製造力を強化します。グループ最大の開発拠点「ホワイトカンバス洛西」を中心に、技術開発のスピード化、他企業、研究機関、大学関係など産官学連携の活発化を促進し、新製品・新技術・新事業の創出を目指します。

③CSR経営の推進

企業経営において、コンプライアンスはもとより、透明性、健全性や効率性を追求し、すべてのステークホルダーの総合的な利益の確保を目指します。コーポレート・ガバナンスの強化、内部統制機能の充実、環境安全経営の充実を重要な経営課題と位置付け、これらを推進します。

④グローバル&グループ経営

企業グループのシナジーを最大限に発揮するため、インフラの整備を進め、よりグローバルな経営体

制づくりを行っていきます。具体的には、時代のニーズに即したファイナンス戦略やIT戦略を策定し実践します。

⑤「思考展開」でバリューアップ

当社グループの事業展開の信条である「思考展開」により、社員各自が各々の仕事に一層の付加価値を生み出し、全社で企業価値の向上を目指します。

当社グループは、これら計画の達成にまい進するとともに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、産業と文化、社会の発展へ尚一層貢献することにより、当社の企業価値・株主共同の利益のさらなる向上を目指しており、これらの取組みは会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

Ⅲ 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、前述の基本方針を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を以下のとおり定めています。

(1) 大規模買付ルール

① 取締役会に対する情報提供

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書を提出していただきます。当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- イ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ロ. 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ハ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ニ. 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の内容及び条件
- ホ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴
- ヘ. 大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ト. 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- チ. 当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- リ. 現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ヌ. 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であ

り、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が当初に提出した情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の判断に必要なかつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

②取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から60日間（大規模買付行為が、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）（以下「取締役会評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためです。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、独立委員会の勧告、外部専門家等の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。

③独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任します。取締役会評価期間中、当社取締役会は、本情報及び本情報の取締役会による評価及び分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等をみずから入手、検討して、イ. 大規模買付者が提供する情報が十分なものであるか、ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、ハ. 大規模買付対抗措置の発動要件を満たしているか、ニ. その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項について、取締役会に勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

(2)大規模買付対抗措置

①大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記②に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件をみたま場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、株式分割等、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の議決権保有割合の特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

②大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- イ. 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書及び本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、又は当社グループの経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社グループの企業価値又は株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。
- (i) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を会社関係者に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメイラーの場合）。
 - (ii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）に移譲させること（いわゆる焦土化経営）にある場合。
 - (iii) 当該大規模買付行為又は経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合。
 - (iv) 当該大規模買付行為又は当社グループの経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株券等の高値売り抜けをすることにある場合。
 - (v) 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付を行うなど、当社株主の皆様当社株式の売却を事実上強要するおそれのある買付行為である場合。
 - (vi) 大規模買付者による支配権取得及び支配権の取得後における当社の顧客、従業員その他の利害関係者の処遇方針等により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値が著しく毀損する恐れがある又は当社の企業価値の維持及び向上を妨げる重大な恐れがあると客観的、合理的な根拠をもって判断される場合。
 - (vii) 買付の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付後における当社従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の企業価値の本質に鑑み著しく不十分又は不適当な買付である場合。

③大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、独立委員会の意見、勧告を最大限尊重し、当社監査役会の賛同を得るものとします。

(3)本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策の有効期間は平成19年6月27日開催の定時株主総会から平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。

また、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、

関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役から構成される当社取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとします。なお、平成21年6月に開催予定の当社定時株主総会終結時以降における本施策については、必要な見直しをした上で、本施策の継続、又は新たな内容の施策の導入に関して株主の意思を確認させていただく予定です。

IV 本方針が会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前述のとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前述の大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保と向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

(2) 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記Ⅲにおいて具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

(3) 株主意思の反映

前記Ⅲ(3)に述べたとおり、本施策の有効期間は、平成21年6月開催予定の定時株主総会の終結までであり、それ以降も当社株主総会において本施策の継続等に関して株主の意思を確認させていただくことを予定しております。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の意思が反映されるものと考えます。

(4) 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記Ⅲ(2)②のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記Ⅲ(2)③のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

V 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対

応が異なる可能性がありますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面を提出していただくことがあります。）。

なお、大規模買付対抗措置として株式分割がなされる場合は、株主に必要な手続は特にありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等はありません。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間は研究開発費として79億3千万円を投入しました。

事業の種類別セグメントでの取り組みは以下のとおりです。

電子工業用機器では、半導体製造装置の分野においては、省スペース化、高い生産性およびCo0 (Cost of Ownership) の低減を同時に実現した枚葉式洗浄装置の商品化に取り組みました。また、300ミリウエハー対応のバッチ式洗浄装置に搭載する新技術として、ウエハーの搬送時間を大幅に短縮した新搬送機構および乾燥時間を短縮した新乾燥システムの開発に取り組みました。FPD製造装置では、高精細パネルに対応した塗布現像装置やカラーフィルター直接描画装置などの商品化を進めました。また、次世代ディスプレイとして最有力視されている有機ELディスプレイの材料塗布装置の開発に取り組みました。その他の電子工業用機器では、液晶用ガラス基板の表面検査装置の開発に取り組みました。以上から当セグメントの研究開発費として55億9千2百万円を投入しました。

画像情報処理機器では、最新の光変調素子露光ヘッドを搭載したCTPやフルカラーバリアブルプリンティングシステムの商品化に取り組みました。また、PDFワークフローシステムにおいて印刷品質や生産効率を向上させる新バージョンの開発に取り組みました。以上から当セグメントの研究開発費として23億1千1百万円を投入しました。

その他事業では、レーザー制御技術を応用した加工装置において加工処理時間の短縮に取り組み、研究開発費として2千5百万円を投入しました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画していた重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。

(2) 重要な設備計画の完了

前連結会計年度末に計画していた重要な設備の計画のうち、当中間連結会計期間に完成したものは以下のとおりである。

会社名	事業所名 (所在地名)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資額 (百万円)	着手及び完了年月		完成後の 増加能力
					着手	完了	
提出会社および ㈱クォーツリード	クォーツリード (福島県郡山市)	電子工業用機器	半導体製造装置用部品 生産設備拡充	1,039	平成18年 9月	平成19年 8月	生産能力 50%増加

- (注) 1 上記金額には消費税等を含まない。
2 提出会社が取得し、子会社に賃貸する設備を含む。
3 所要資金は自己資金および借入金により充当した。

(3) 重要な設備の新設・除却等

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はない。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	900,000,000
計	900,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	253,974,333	253,974,333	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	253,974,333	253,974,333	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

2009年9月30日満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(平成15年10月6日発行)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	14,999	14,999
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,839,947	19,839,947
新株予約権の行使時の払込金額(円)	756 (注7)	756 (注7)
新株予約権の行使期間	平成15年10月20日から平成21年9月16日(ただし、本社債が繰上償還(注1)される場合には、かかる繰上償還日の3銀行営業日前の日)の営業終了時まで(行使請求地時間)。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により発行する株券の発行価格のうち資本組入額は、転換価額(ただし、(注2、3)によって調整された場合は調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡制限はない。	同左
代用払込みに関する事項	旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとみなす。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	14,999	14,999

(注) 1 当社は、平成18年10月31日以降、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、かかる終値のない日を除き連続する30取引日にわたり、当該各取引日に適用のある転換価額の130%以上であった場合、本新株予約権付社債所持人に対し30日以上60日以内の通知を行うことにより、残存する未償還本社債全部(一部は不可)を本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

2 平成17年9月30日(日本時間、以下「決定日」という)まで(当日を含む)の30連続取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げる)(以下、「決定日価額」という)が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は平成17年10月11日(日本時間、以下「効力発生日」という)以降、決定日価額(ただし、決定日の翌日から効力発生日(当日を含む)までに効力の発生する下記(注3)の調整を受ける)に修正される。ただし、かかる算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額(以下に定義する)未満となる場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、決定日に有効な転換価額の80%に相当する価額(ただし、決定日の翌日から効力発生日(当日を含む)まで効力の発生する下記(注3)の調整を受ける)の1円未満を切り上げた金額をいう。また、転換価額は、当該修正及び調整の結果、適用ある日本の法律の下で、全額払込済かつ追加払込義務のない当社普通株式が適法に発行できなくなるような修正はなされないものとする。

- 3 転換価額は、本新株予約権付社債発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額で当社普通株式を発行又は処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行・処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、及び当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の発行等が行われる場合等、その他一定の場合にも適宜調整される。

- 4 新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとする。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなす。
- 5 平成17年6月28日開催の第64回定時株主総会において第64期利益処分案が承認可決され、株主配当金が1株につき7円50銭と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成17年4月1日に遡って転換価額を824円から821円に調整した。さらに、注2の転換価額の下方修正条項に該当したため、平成17年10月11日以降、転換価額を766円に調整した。
- 6 平成18年6月28日開催の第65回定時株主総会において第65期利益処分案が承認可決され、株主配当金が1株につき10円と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成18年4月1日に遡って転換価額を766円から763円に調整した。
- 7 平成19年6月27日開催の第66回定時株主総会において剰余金の処分の件が承認可決され、株主配当金が1株につき15円と決定されたことに伴い、社債契約書の転換価額調整条項に従い、平成19年4月1日に遡って転換価額を763円から756円に調整した。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	—	253,974	—	54,044	—	26,636

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	21,318	8.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	20,453	8.05
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	11,301	4.45
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上ル薬師前町700	6,730	2.65
ビービーエイチ ルクス フィ デリティ ファンズ ジャパ ン ファンド (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行決済事業部)	KANSALLIS HOUSE, PLACE DE L'ETOILE, L -1021 LUXEMBOURG (東京都千代田区丸の内2丁目7番1 号)	6,258	2.46
資産管理サービス信託銀行株 式会社(年金信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオ フィスタワー2棟	4,781	1.88
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	4,562	1.79
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	4,241	1.67
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	3,823	1.50
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー 505019 (常任代理人 株式会社みず ほコーポレート銀行兜町証券 決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	3,516	1.38
計	—	86,987	34.25

(注) 1 上記のほか、自己株式が8,555千株ある。

2 下記の通り大量保有報告書および変更報告書の写しを送付されているが、当社として当中間期末現在における実質保有状況の確認ができないため、上記大株主の状況では考慮していない。

提出者(大量保有者)	報告義務発生日	報告義務発生日現在の 保有株式数(千株)
ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・ マネジメント・ジャパン株式会社	平成16年3月31日	3,770
りそな信託銀行株式会社	平成16年8月31日	3,757
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	平成16年12月31日	3,635
フィデリティ投信株式会社	平成17年12月31日	6,867
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・ インターナショナル・リミテッド	平成19年1月15日	8,136
野村アセットマネジメント株式会社	平成19年1月31日	20,403
三菱UFJ信託銀行株式会社	平成19年7月30日	5,578

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,555,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 244,434,000	244,434	—
単元未満株式	普通株式 985,333	—	—
発行済株式総数	253,974,333	—	—
総株主の議決権	—	244,434	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式29,000株(議決権29個)および当社名義となっているが実質的に所有していない株式1,000株(議決権1個)が含まれている。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式268株が含まれている。

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 大日本スクリーン 製造株式会社	京都市上京区堀川通寺之内 上る4丁目天神北町1番地 の1	8,555,000	—	8,555,000	3.4
計	—	8,555,000	—	8,555,000	3.4

(注) 株主名簿上は、当社名義となっているが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権1個)ある。

なお、当該株式数は上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めている。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	1,057	1,021	965	970	890	819
最低(円)	894	863	833	865	734	641

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

(1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
監査役	—	前川 昭彦	昭和20年9月13日	昭和43年4月 株式会社滋賀銀行入行 昭和61年11月 同行大阪支店支店長代理 平成9年6月 同行事務部長 平成11年6月 同行取締役事務部長 平成14年6月 しがぎんコンピューターサービス株式会社代表取締役社長〈現在〉 平成19年4月 しがぎん代理店株式会社代表取締役社長〈現在〉 平成19年9月 当社監査役〈現在〉	(注2)	—	平成19年9月28日

- (注) 1 監査役前川昭彦は、平成18年6月28日開催の第65回定時株主総会において、補欠監査役に選任されている。
2 監査役前川昭彦の任期は、前任者の任期満了の時である平成20年3月期に係る定時株主総会の終結の時までである。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
監査役	—	久保 健吾	平成19年9月28日(逝去)

(注) 当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定機能および業務執行の監督機能と各カンパニーおよびセンターの業務執行機能とを明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制を導入している。前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの新任執行役員および執行役員の役職の異動は以下の通りである。

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
常務執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー海外事業管理部長	—	真鍋 裕史	平成19年7月1日
執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー営業統轄部長 兼 同統轄部管理部長	執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー営業統轄部長	須原 忠浩	平成19年9月1日
執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー洗浄技術統轄部長	執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー開発統轄部長	灘原 壮一	平成19年10月1日
執行役員 半導体機器カンパニー副社長	執行役員 半導体機器カンパニー副社長 兼 同カンパニー洗浄機器事業部長	廣江 敏朗	平成19年10月1日
執行役員 FPD機器カンパニー副社長 兼 同カンパニーマーケティング部長	執行役員 FPD機器カンパニー副社長	林 隼人	平成19年10月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		26,856		30,188		34,480		
2 受取手形及び売掛金	※8	90,879		94,939		97,753		
3 有価証券		20		—		—		
4 棚卸資産		71,887		79,084		77,413		
5 繰延税金資産		5,580		6,460		7,784		
6 その他		12,112		5,881		6,972		
貸倒引当金		△956		△938		△942		
流動資産合計		206,379	68.7	215,614	68.7	223,462	69.9	
II 固定資産								
1 有形固定資産								
(1) 建物及び構築物	※1,5	49,071		52,243		50,730		
減価償却累計額		△32,302	16,769	△31,545	20,697	△30,882	19,847	
(2) 機械装置及び 運搬具	※5	23,336		27,151		25,844		
減価償却累計額		△17,666	5,670	△18,519	8,631	△17,860	7,984	
(3) 土地	※1,5		10,071		10,087		10,095	
(4) 建設仮勘定			3,950		4,706		2,043	
(5) その他		8,951		9,859		9,703		
減価償却累計額		△7,198	1,753	△7,492	2,367	△7,326	2,376	
有形固定資産合計			38,214		46,490		42,346	13.3
2 無形固定資産								
(1) のれん			3,771		2,787		3,279	
(2) その他			538		651		609	
無形固定資産合計			4,309		3,439		3,888	1.2
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券	※6		47,212		43,875		45,720	
(2) 長期貸付金			142		151		158	
(3) 繰延税金資産			430		412		521	
(4) その他			4,126		3,945		3,706	
貸倒引当金			△556		△188		△286	
投資その他の資産 合計			51,355	17.1	48,196	15.4	49,820	15.6
固定資産合計			93,879	31.3	98,126	31.3	96,056	30.1
資産合計			300,258	100.0	313,741	100.0	319,518	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	※8	83,707		72,190		83,396		
2	※7	13,874		21,105		84		
3	※1	2,928		4,280		4,283		
4		7,000		—		—		
5		7,581		3,086		12,532		
6	※8	3,626		3,417		5,604		
7		40		47		86		
8		2,797		4,158		3,712		
9		19,917		20,791		24,083		
		141,474	47.1	129,076	41.2	133,783	41.9	
II 固定負債								
1		—		17,000		17,000		
2		15,000		14,999		14,999		
3	※1	8,199		10,600		11,901		
4		8,791		2,086		7,352		
5		143		146		131		
6		136		98		112		
7		556		—		—		
8		15		1,919		—		
9		436		2,166		460		
		33,280	11.1	49,017	15.6	51,957	16.2	
		174,754	58.2	178,094	56.8	185,740	58.1	
(純資産の部)								
I 株主資本								
1		54,044	18.0	54,044	17.3	54,044	16.9	
2		30,177	10.1	30,177	9.6	30,177	9.5	
3		39,087	13.0	50,303	16.0	48,497	15.2	
4		△5,936	△2.0	△7,941	△2.5	△7,918	△2.5	
		117,372	39.1	126,584	40.4	124,801	39.1	
II 評価・換算差額等								
1		11,370	3.8	11,046	3.5	11,193	3.5	
2		△52	△0.0	△8	△0.0	△12	△0.0	
3		△3,850	△1.3	△2,727	△0.9	△2,921	△0.9	
		7,467	2.5	8,310	2.6	8,260	2.6	
III 少数株主持分								
		664	0.2	752	0.2	716	0.2	
		125,504	41.8	135,647	43.2	133,778	41.9	
		300,258	100.0	313,741	100.0	319,518	100.0	

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高		143,295	100.0	145,275	100.0	301,311	100.0
II 売上原価		98,305	68.6	104,933	72.2	211,164	70.1
割賦販売調整前 売上総利益		44,989	31.4	40,342	27.8	90,147	29.9
III 割賦販売調整高		2	0.0	2	0.0	5	0.0
売上総利益		44,992	31.4	40,344	27.8	90,152	29.9
IV 販売費及び一般管理費	※1	30,001	20.9	28,365	19.6	59,611	19.8
営業利益		14,991	10.5	11,979	8.2	30,541	10.1
V 営業外収益							
1 受取利息		200		268		494	
2 受取配当金		240		280		368	
3 家賃収入		152		200		318	
4 廃材売却収入		2		—		5	
5 業務受託収入		167		264		433	
6 その他		319	0.8	484	1.1	815	0.8
VI 営業外費用							
1 支払利息		202		367		521	
2 債権売却損		59		103		159	
3 為替差損		390		637		688	
4 持分法による投資 損失		452		1,698		1,495	
5 棚卸資産除却損		32		5		299	
6 固定資産除却損		257		34		794	
7 営業補償費用		—		490		—	
8 その他		556	1.4	902	2.9	1,991	1.9
経常利益		14,120	9.9	9,237	6.4	27,026	9.0
VII 特別利益							
1 退職給付過去勤務 債務償却額		834		556		1,668	
2 貸倒引当金戻入益		17		—		—	
3 投資有価証券売却益		1,400		30		1,599	
4 持分変動益		97		—		97	
5 退職金制度変更益		—		468		—	
6 過年度賃借料修正益		—		388		—	
7 その他		18	1.6	10	1.0	23	1.1
VIII 特別損失							
1 投資有価証券評価損		8		3		259	
2 役員退職慰労金		—		—		0	
3 出資金評価損		8	0.0	0	0.0	8	0.1
税金等調整前中間 (当期)純利益		16,472	11.5	10,686	7.4	30,147	10.0
法人税、住民税 及び事業税		6,556		1,820		12,990	
法人税等調整額		830	5.2	3,332	3.6	△1,383	3.9
少数株主利益		43	0.0	41	0.0	89	0.0
中間(当期)純利益		9,042	6.3	5,491	3.8	18,451	6.1

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	53,998	30,131	32,536	△904	115,761
中間連結会計期間中の変動額					
新株予約権の行使	45	45			91
利益処分による利益配当			△2,524		△2,524
利益処分による役員賞与			△74		△74
中間純利益			9,042		9,042
持分法適用除外に伴う増加			108		108
自己株式の取得				△5,032	△5,032
自己株式の処分		0		0	0
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	45	45	6,551	△5,031	1,611
平成18年9月30日残高(百万円)	54,044	30,177	39,087	△5,936	117,372

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	15,038	—	△4,372	10,665	629	127,057
中間連結会計期間中の変動額						
新株予約権の行使						91
利益処分による利益配当						△2,524
利益処分による役員賞与						△74
中間純利益						9,042
持分法適用除外に伴う増加						108
自己株式の取得						△5,032
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△3,667	△52	522	△3,198	34	△3,163
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△3,667	△52	522	△3,198	34	△1,552
平成18年9月30日残高(百万円)	11,370	△52	△3,850	7,467	664	125,504

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,044	30,177	48,497	△7,918	124,801
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△3,681		△3,681
中間純利益			5,491		5,491
連結子会社増加による減少			△3		△3
自己株式の取得				△25	△25
自己株式の処分		△0		2	2
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	△0	1,806	△22	1,782
平成19年9月30日残高(百万円)	54,044	30,177	50,303	△7,941	126,584

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	11,193	△12	△2,921	8,260	716	133,778
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△3,681
中間純利益						5,491
連結子会社増加による減少						△3
自己株式の取得						△25
自己株式の処分						2
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)	△147	3	194	50	35	86
中間連結会計期間中の変動額合計 (百万円)	△147	3	194	50	35	1,869
平成19年9月30日残高(百万円)	11,046	△8	△2,727	8,310	752	135,647

前連結会計年度の要約連結株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	53,998	30,131	32,536	△904	115,761
連結会計年度中の変動額					
新株予約権の行使	46	46			92
利益処分による利益配当			△2,524		△2,524
利益処分による役員賞与			△74		△74
当期純利益			18,451		18,451
持分法適用除外に伴う増加			108		108
自己株式の取得				△7,015	△7,015
自己株式の処分		0		1	1
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	46	46	15,961	△7,013	9,039
平成19年3月31日残高(百万円)	54,044	30,177	48,497	△7,918	124,801

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	15,038	—	△4,372	10,665	629	127,057
連結会計年度中の変動額						
新株予約権の行使						92
利益処分による利益配当						△2,524
利益処分による役員賞与						△74
当期純利益						18,451
持分法適用除外に伴う増加						108
自己株式の取得						△7,015
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△3,845	△12	1,451	△2,405	86	△2,318
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△3,845	△12	1,451	△2,405	86	6,721
平成19年3月31日残高(百万円)	11,193	△12	△2,921	8,260	716	133,778

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		16,472	10,686	30,147
減価償却費		1,818	2,523	4,113
のれん償却額		491	502	983
持分法による投資損益		452	1,698	1,495
投資有価証券評価損		8	3	259
固定資産除却損		257	34	794
投資有価証券売却益		△1,400	△30	△1,599
退職給付引当金の減少額		△1,304	△1,174	△2,746
退職金制度変更益		—	△468	—
役員賞与引当金の増減額 (減少：△)		40	△38	86
製品保証引当金の増加額		633	454	1,536
受取利息及び受取配当金		△440	△548	△862
支払利息		202	367	521
売上債権の増減額 (増加：△)		△10,078	3,117	△16,383
棚卸資産の増加額		△13,929	△1,831	△19,210
その他流動資産の増減額 (増加：△)		△8,002	1,123	△2,766
仕入債務の増減額 (減少：△)		28,081	△11,515	27,333
未払費用の増加額		73	245	742
その他流動負債の増減額 (減少：△)		△1,507	△4,522	2,600
その他—純額		△70	△513	△383
小計		11,797	113	26,662
利息及び配当金の受取額		442	550	857
利息の支払額		△198	△371	△476
確定拠出年金制度への移 行に伴う拠出額		—	△923	—
法人税等の支払額		△1,842	△11,240	△3,399
営業活動による キャッシュ・フロー		10,198	△11,872	23,644

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
定期預金の純増加額		△217	△482	△305
有形固定資産の 取得による支出		△4,405	△8,654	△10,358
有形固定資産の 売却による収入		168	238	217
投資有価証券の 取得による支出		△583	△369	△959
投資有価証券の 売却による収入		1,827	539	2,365
新規連結子会社の 取得による支出		—	△30	—
その他—純額		109	△236	519
投資活動による キャッシュ・フロー		△3,102	△8,995	△8,518
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入金の純増減額 (減少：△)		2,983	21,021	△10,806
長期借入による収入		—	900	7,100
長期借入金の 返済による支出		△2,477	△2,203	△4,521
社債の発行による収入		—	—	16,899
社債の償還による支出		△1,000	—	△8,000
自己株式の純増加額		△5,031	△23	△7,013
配当金の支払額		△2,524	△3,681	△2,524
少数株主への 配当金支払額		△8	△11	△8
財務活動による キャッシュ・フロー		△8,059	16,002	△8,874
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		189	59	494
V 現金及び現金同等物の 増減額(減少：△)		△772	△4,806	6,745
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		27,244	33,990	27,244
VII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		26,472	29,183	33,990

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結されている。 株式会社ファースト・リース以下、子会社45社(国内法人21社、海外法人24社)はすべて連結されている。なお、当中間連結会計期間において、当社半導体関連コータ・デベロッパ事業部門を会社分割により分社し、米国Applied Materials社との業務・資本提携により設立した株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCについては、議決権の過半数を所有しているが共同支配企業に該当するため、連結の範囲に含めていない。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 相対的重要性により、SEMES CO., LTD. およびBLUE29, LLCの2社に持分法を適用している。また、従来、持分法を適用していた株式会社イービームについては、持分比率の減少により重要な影響を与えることができなくなったため、当中間連結会計期間において、持分法適用の関連会社から除外した。なお、共同支配企業の株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCについては、当中間連結会計期間より持分法に準じた会計処理を適用している。 SEMES CO., LTD. の中間決算日は6月30日、株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCの中間決算日は9月30日であり、中間連結財務諸表の作成にあたってはそれぞれ同日現在の財務諸表を使用している。また、BLUE29, LLCの中間決算日は12月31日のため9月30日に仮決算を行っている。その他の関連会社である株式会社アーティフィシヤル・インテリジェンスの持分に見合う中間純損益および利益剰余金等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、この関連会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結されている。 従来、子会社45社が連結の範囲に含まれていたが、当中間連結会計期間において設立した株式会社MEBACSおよび株式取得により子会社とした株式会社エステンナイン札幌を新たに連結の範囲に含めた。その結果、連結子会社は、株式会社ファースト・リース以下、国内法人23社、海外法人24社の合計47社となった。なお、株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCについては、議決権の過半数を所有しているが共同支配企業に該当するため、連結の範囲に含めていない。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 相対的重要性により、SEMES CO., LTD. に持分法を適用している。なお、共同支配企業の株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCの2社については、持分法に準じた会計処理を適用している。 SEMES CO., LTD. の中間決算日は6月30日、株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCの中間決算日は9月30日であり、中間連結財務諸表の作成にあたってはそれぞれ同日現在の財務諸表を使用している。 その他の関連会社である株式会社アーティフィシヤル・インテリジェンスの持分に見合う中間純損益および利益剰余金等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、この関連会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項 子会社はすべて連結されている。 株式会社ファースト・リース以下、子会社45社(国内法人21社、海外法人24社)はすべて連結されている。なお、当連結会計年度において、当社半導体関連コータ・デベロッパ事業部門を会社分割により分社し、米国Applied Materials社との業務・資本提携により設立した株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCについては、議決権の過半数を所有しているが共同支配企業に該当するため、連結の範囲に含めていない。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 相対的重要性により、SEMES CO., LTD. に持分法を適用している。従来、持分法を適用していた株式会社イービームについては持分比率の減少により重要な影響を与えることができなくなったため、当連結会計年度において、持分法適用の関連会社から除外した。また、BLUE29, LLCについては当連結会計年度において全持分を売却したため持分法適用の関連会社から外れている。なお、共同支配企業の株式会社SOKUDOおよびその子会社SOKUDO USA, LLCについては、当連結会計年度より持分法に準じた会計処理を適用している。 SEMES CO., LTD. の決算日は12月31日、株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCの決算日は3月31日であり、連結財務諸表の作成にあたってはそれぞれ同日現在の財務諸表を使用している。その他の関連会社である株式会社アーティフィシヤル・インテリジェンスの持分に見合う当期純損益および利益剰余金等は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、この関連会社に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちDAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. の中間決算日は6月30日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. の中間決算日は7月31日、D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED の中間決算日は12月31日であり、それ以外の39社は9月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては、DAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. については6月30日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. については7月31日の財務諸表を採用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED については9月30日に仮決算を行っている。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法 ② デリバティブ 時価法</p>	<p>3 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社のうちDAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. の中間決算日は6月30日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. の中間決算日は7月31日、D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED の中間決算日は12月31日であり、それ以外の41社は9月30日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては、DAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. については6月30日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. については7月31日の財務諸表を採用しており、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED については9月30日に仮決算を行っている。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p>	<p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社のうちDAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.、および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. の決算日は12月31日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. の決算日は1月31日、D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED の決算日は6月30日であり、それ以外の39社は3月31日である。連結財務諸表の作成に当たっては、DAINIPPON SCREEN (KOREA) CO., LTD.、DAINIPPON SCREEN ELECTRONICS (SHANGHAI) CO., LTD.、SCREEN MEDIA TECHNOLOGY LTD.、および DAINIPPON SCREEN MT (HANGZHOU) CO., LTD. については12月31日、INCA DIGITAL PRINTERS LTD. については1月31日の財務諸表を採用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っている。D. S. VENTURE INVESTMENTS INTERNATIONAL, INCORPORATED については3月31日に仮決算を行っている。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 ① 有価証券 _____</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同左</p> <p>② デリバティブ 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>③ 棚卸資産 親会社及び国内連結子会社 主として先入先出法又は 個別法による原価法 在外連結子会社 主として先入先出法又は 個別法による低価法</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社 主として定率法 ただし、平成10年4月1 日以降取得した建物（建 物附属設備を除く）につ いては定額法によってい る。</p> <p>在外連結子会社 主として定額法 なお、主な耐用年数は以下 のとおりである。 建物及び構築物 3～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p>	<p>③ 棚卸資産 親会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社 建物（建物附属設備は除 く） a 平成10年3月31日以前 に取得したもの 旧定率法 b 平成10年4月1日から 平成19年3月31日まで に取得したもの 旧定額法 c 平成19年4月1日以降 に取得したもの 定額法 建物以外 a 平成19年3月31日以前 に取得したもの 主として旧定率法 b 平成19年4月1日以降 に取得したもの 主として定率法</p> <p>在外連結子会社 同左 なお、主な耐用年数は以下 のとおりである。 建物及び構築物 同左 機械装置及び運搬具 2～11年</p>	<p>③ 棚卸資産 親会社及び国内連結子会社 同左</p> <p>在外連結子会社 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産 親会社及び国内連結子会社 主として定率法 ただし、平成10年4月1 日以降に取得した建物 （建物附属設備を除く）に ついては定額法によって いる。</p> <p>在外連結子会社 同左 なお、主な耐用年数は以下 のとおりである。 建物及び構築物 同左 機械装置及び運搬具 2～17年</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>② 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアは社内における利用可能期間(2～5年)、販売用ソフトウェアについては、その効果の及ぶ期間(3年)に基づく定額法によっている。</p>	<p>(会計方針の変更) 親会社および国内連結子会社は、法人税法の改正(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号)および(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。この結果、従来の方法に比べ、売上総利益が16百万円、営業利益が24百万円、経常利益、税金等調整前中間純利益が29百万円それぞれ減少している。なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載している。</p> <p>(追加情報) 親会社および国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得した資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、売上総利益が33百万円、営業利益が81百万円、経常利益、税金等調整前中間純利益が83百万円それぞれ減少している。なお、セグメント情報に与える影響については、当該箇所に記載している。</p> <p>② 無形固定資産 同左 なお、自社利用ソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)、販売用ソフトウェアについては、その効果の及ぶ期間(3年)に基づく定額法によっている。</p>	<p>② 無形固定資産 同左 なお、自社利用ソフトウェアは社内における利用可能期間(2～5年)、販売用ソフトウェアについては、その効果の及ぶ期間(3年)に基づく定額法によっている。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 親会社及び国内連結子会社 売掛金等債権の貸倒損失 に備えるため、一般債権 については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特 定の債権については個々 の債権の回収の可能性を 検討して回収不能見込額 を計上している。</p> <p>在外連結子会社 売掛金等債権の貸倒損失 に備えるため、主として 特定の債権について回収 不能見込額を計上してい る。</p> <p>② 役員賞与引当金 株式会社ファースト・リー ス他連結子会社15社は、役 員賞与の支払に備えるた め、当連結会計年度の発生 見込額に基づき、当中間連 結会計期間に発生してい ると認められる額を計上し ている。 (会計方針の変更) 当中間連結会計期間より 「役員賞与に関する会計基 準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用 している。これにより営業 利益、経常利益および税金 等調整前中間純利益は、そ れぞれ40百万円減少してい る。なお、セグメント情報 に与える影響は、当該箇所 に記載している。</p> <p>③ 製品保証引当金 親会社及び主要な連結子会 社は、装置納入後の保証期 間に係るアフターサービス 費用について、過去の支出 実績率に基づくアフターサ ービス費用見込額を計上し ている。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 株式会社ファースト・リー ス他連結子会社17社は、役 員賞与の支払に備えるた め、当連結会計年度の発生 見込額に基づき、当中間連 結会計期間に発生してい ると認められる額を計上し ている。</p> <p>③ 製品保証引当金 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 役員賞与引当金 株式会社ファースト・リー ス他連結子会社15社は、役 員賞与の支払に備えるた め、当連結会計年度に対応 する支給見込額を計上し ている。 (会計方針の変更) 当連結会計年度より「役員 賞与に関する会計基準」 (企業会計基準委員会 平 成17年11月29日 企業会計 基準第4号)を適用してい る。これにより営業利益、 経常利益および税金等調整 前当期純利益は、それぞれ 86百万円減少している。な お、セグメント情報に与え る影響は、当該箇所に記載 している。</p> <p>③ 製品保証引当金 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>④ 退職給付引当金</p> <p>親会社および主要な国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、親会社においては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>また、親会社において前連結会計年度に実施した退職金制度の改定に伴う過去勤務債務$\Delta 3,337$百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。</p>	<p>④ 退職給付引当金</p> <p>親会社および主要な国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、親会社においては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>また、親会社において平成17年8月に実施した退職金制度の改定に伴う過去勤務債務$\Delta 3,337$百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。</p> <p>(追加情報)</p> <p>親会社および一部の国内連結子会社は、確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年8月に退職金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用している。</p> <p>本移行に伴う影響額は、特別利益の退職金制度変更益として468百万円計上している。</p>	<p>④ 退職給付引当金</p> <p>親会社および主要な国内連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。</p> <p>数理計算上の差異は、親会社においては、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p>また、親会社において、前連結会計年度に退職金規定を改定したことに伴う過去勤務債務$\Delta 3,337$百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>⑤ 役員退職引当金 株式会社ファースト・リース他連結子会社15社は、役員の退職金の支払に備えるため内規による中間期末要支給額全額を計上している。</p> <p>⑥ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、販売先のリース料支払、銀行借入に対する債務保証について、被保証者の財政状態、返済状況等を勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>⑦ 土壌浄化対策引当金 土壌浄化対策に係る損失に備えるため、親会社が所有する生産拠点の土地の一部における浄化対策費用の見積額を計上している。</p> <p>(4) 割賦販売利益の計上基準 割賦売上高は一般売上高と同一基準により販売価額の総額を計上している。割賦販売利益は割賦売上高のうち支払期日未到来部分に対応する未実現利益を繰延べ、当中間連結会計期間において支払期日が到来した分は実現利益として計上している。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は、親会社および国内連結子会社においては通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理により、在外連結子会社においては主として通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>⑤ 役員退職引当金 株式会社ファースト・リース他連結子会社17社は、役員の退職金の支払に備えるため内規による中間期末要支給額全額を計上している。</p> <p>⑥ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、販売先のリース料支払に対する債務保証について、被保証者の財政状態、支払状況等を勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>⑦ ———</p> <p>(4) 割賦販売利益の計上基準 同左</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>	<p>⑤ 役員退職引当金 株式会社ファースト・リース他連結子会社15社は、役員の退職金の支払に備えるため内規による期末要支給額全額を計上している。</p> <p>⑥ 債務保証損失引当金 同左</p> <p>⑦ ———</p> <p>(4) 割賦販売利益の計上基準 割賦売上高は一般売上高と同一基準により販売価額の総額を計上している。割賦販売利益は割賦売上高のうち支払期日未到来部分に対応する未実現利益を繰延べ、当連結会計年度において支払期日が到来した分は実現利益として計上している。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)						
<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="199 548 566 660"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金利</td> </tr> <tr> <td>金利キャップ</td> <td>借入金利</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ ヘッジ方針 親会社は、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場の変動リスクおよび借入金または社債等に係る金利変動リスクをヘッジするため、取締役会の承認を得たデリバティブ業務に関する社内規定に基づいてヘッジ取引を行っており、かつ、その取引内容は取締役会に報告している。</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価している。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	金利スワップ	借入金利	金利キャップ	借入金利	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。 なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップは有効性の評価を省略している。</p> <p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象							
金利スワップ	借入金利							
金利キャップ	借入金利							

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。	5 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左	5 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、124,892百万円である。 なお、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。	—	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、133,073百万円である。 なお、当連結会計年度における連結財務諸表は、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当中間連結会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用している。</p>	<p>————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準等)</p> <p>当連結会計年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。</p> <p>連結財務諸表規則の改正による連結財務諸表の表示に関する変更は以下のとおりである。</p> <p>(連結貸借対照表)</p> <p>「連結調整勘定」は、当連結会計年度から「のれん」として表示している。</p> <p>(連結損益計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示している。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書)</p> <p>「連結調整勘定償却額」は、当連結会計年度から「のれん償却額」として表示している。</p>
<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当中間連結会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用している。これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表は、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>————</p>	<p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正)</p> <p>当連結会計年度から改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結財務諸表は、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>

表示方法の変更

<p>前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間連結貸借対照表関係) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん」と表示している。</p> <p>前中間連結会計期間において、流動負債の「その他」に含めて表示していた「設備関係支払手形」(前中間連結会計期間1,258百万円)は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記している。</p> <p>(中間連結損益計算書関係) 前中間連結会計期間において、営業外収益の「その他」に含めて表示していた「業務受託収入」(前中間連結会計期間1百万円)は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記している。</p> <p>前中間連結会計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「出資金評価損」(前中間連結会計期間8百万円)は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記している。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において、「連結調整勘定償却額」として掲記されていたものは、当中間連結会計期間から「のれん償却額」と表示している。</p>	<p>—————</p> <p>(中間連結損益計算書関係) 営業外収益の「廃材売却収入」(1百万円)は、当中間連結会計期間において、金額的重要性が乏しくなったため、営業外収益の「その他」に含めて表示している。</p> <p>—————</p>

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)																																																																																																
<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,783百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,725</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>900百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>279百万円)</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <table> <tr> <td>販売先のビジネスローン等</td> <td>130百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン等</td> <td>816</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>946</td> </tr> </table> <p>3 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形の割引高及び裏書譲渡高は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>521百万円</td> </tr> <tr> <td>受取手形裏書譲渡高</td> <td>32</td> </tr> </table> <p>4 売上債権流動化に伴う遡及義務</p> <p>456百万円</p> <p>※5 圧縮記帳 各科目に含まれている国庫補助金による圧縮記帳控除額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※6 共同支配企業への投資額</p> <p>9,026百万円</p> <p>※7 貸出コミットメント契約 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>37,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>13,791</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>23,209</td> </tr> </table>	建物	3,783百万円	土地	942	計	4,725	長期借入金	900百万円	(うち1年以内返済予定額)	279百万円)	販売先のビジネスローン等	130百万円	従業員住宅ローン等	816	計	946	受取手形割引高	521百万円	受取手形裏書譲渡高	32	建物及び構築物	63百万円	機械装置及び運搬具	75	土地	10	貸出コミットメントの総額	37,000百万円	借入実行残高	13,791	借入未実行残高	23,209	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,572百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>932</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,504</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>625百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>304百万円)</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <table> <tr> <td>販売先のビジネスローン等</td> <td>60百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン等</td> <td>680</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>741</td> </tr> </table> <p>3 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形の割引高及び裏書譲渡高は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>受取手形裏書譲渡高</td> <td>35</td> </tr> </table> <p>4 —</p> <p>※5 圧縮記帳 各科目に含まれている国庫補助金による圧縮記帳控除額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>115百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>21</td> </tr> </table> <p>※6 共同支配企業への投資額</p> <p>5,973百万円</p> <p>※7 貸出コミットメント契約 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>15,100</td> </tr> </table>	建物	3,572百万円	土地	932	計	4,504	長期借入金	625百万円	(うち1年以内返済予定額)	304百万円)	販売先のビジネスローン等	60百万円	従業員住宅ローン等	680	計	741	受取手形割引高	—百万円	受取手形裏書譲渡高	35	建物及び構築物	115百万円	機械装置及び運搬具	101	土地	21	貸出コミットメントの総額	20,000百万円	借入実行残高	4,900	借入未実行残高	15,100	<p>※1 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,704百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>942</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,646</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>775百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>304百万円)</td> </tr> </table> <p>2 保証債務</p> <table> <tr> <td>販売先のビジネスローン等</td> <td>92百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員住宅ローン等</td> <td>761</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>853</td> </tr> </table> <p>3 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形の割引高及び裏書譲渡高は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>受取手形割引高</td> <td>1,647百万円</td> </tr> <tr> <td>受取手形裏書譲渡高</td> <td>30</td> </tr> </table> <p>4 —</p> <p>※5 圧縮記帳 各科目に含まれている国庫補助金による圧縮記帳控除額は次のとおりである。</p> <table> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>63百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>※6 共同支配企業への投資額</p> <p>7,934百万円</p> <p>7 貸出コミットメント契約 当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>37,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>37,000</td> </tr> </table>	建物	3,704百万円	土地	942	計	4,646	長期借入金	775百万円	(うち1年以内返済予定額)	304百万円)	販売先のビジネスローン等	92百万円	従業員住宅ローン等	761	計	853	受取手形割引高	1,647百万円	受取手形裏書譲渡高	30	建物及び構築物	63百万円	機械装置及び運搬具	75	土地	10	貸出コミットメントの総額	37,000百万円	借入実行残高	—	借入未実行残高	37,000
建物	3,783百万円																																																																																																	
土地	942																																																																																																	
計	4,725																																																																																																	
長期借入金	900百万円																																																																																																	
(うち1年以内返済予定額)	279百万円)																																																																																																	
販売先のビジネスローン等	130百万円																																																																																																	
従業員住宅ローン等	816																																																																																																	
計	946																																																																																																	
受取手形割引高	521百万円																																																																																																	
受取手形裏書譲渡高	32																																																																																																	
建物及び構築物	63百万円																																																																																																	
機械装置及び運搬具	75																																																																																																	
土地	10																																																																																																	
貸出コミットメントの総額	37,000百万円																																																																																																	
借入実行残高	13,791																																																																																																	
借入未実行残高	23,209																																																																																																	
建物	3,572百万円																																																																																																	
土地	932																																																																																																	
計	4,504																																																																																																	
長期借入金	625百万円																																																																																																	
(うち1年以内返済予定額)	304百万円)																																																																																																	
販売先のビジネスローン等	60百万円																																																																																																	
従業員住宅ローン等	680																																																																																																	
計	741																																																																																																	
受取手形割引高	—百万円																																																																																																	
受取手形裏書譲渡高	35																																																																																																	
建物及び構築物	115百万円																																																																																																	
機械装置及び運搬具	101																																																																																																	
土地	21																																																																																																	
貸出コミットメントの総額	20,000百万円																																																																																																	
借入実行残高	4,900																																																																																																	
借入未実行残高	15,100																																																																																																	
建物	3,704百万円																																																																																																	
土地	942																																																																																																	
計	4,646																																																																																																	
長期借入金	775百万円																																																																																																	
(うち1年以内返済予定額)	304百万円)																																																																																																	
販売先のビジネスローン等	92百万円																																																																																																	
従業員住宅ローン等	761																																																																																																	
計	853																																																																																																	
受取手形割引高	1,647百万円																																																																																																	
受取手形裏書譲渡高	30																																																																																																	
建物及び構築物	63百万円																																																																																																	
機械装置及び運搬具	75																																																																																																	
土地	10																																																																																																	
貸出コミットメントの総額	37,000百万円																																																																																																	
借入実行残高	—																																																																																																	
借入未実行残高	37,000																																																																																																	

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
※8 期末日満期手形 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれている。 受取手形 802百万円 支払手形 4,877	※8 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間連結会計期間末日満期手形が、中間連結会計期間末残高に含まれている。 受取手形 137百万円 支払手形 4,483 設備関係支払手形 32	※8 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。 受取手形 200百万円 支払手形 4,156 設備関係支払手形 15

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主なものは下記のとおりである。 旅費交通費 1,279百万円 荷造運賃 2,159 役員退職引当金繰入額 27 役員賞与引当金繰入額 40 役員報酬 473 給与手当・賞与 9,897 研究費 3,102 減価償却費 643 広告宣伝費 596 退職給付費用 391 のれん償却額 491	※1 販売費及び一般管理費の主なものは下記のとおりである。 旅費交通費 1,361百万円 荷造運賃 1,716 貸倒引当金繰入額 22 役員退職引当金繰入額 25 役員賞与引当金繰入額 71 役員報酬 470 給与手当・賞与 9,658 研究費 2,077 減価償却費 919 広告宣伝費 620 退職給付費用 334 のれん償却額 502	※1 販売費及び一般管理費の主な項目は下記のとおりである。 旅費交通費 2,494百万円 荷造運賃 3,921 貸倒引当金繰入額 3 役員退職引当金繰入額 58 役員賞与引当金繰入額 86 役員報酬 1,065 給与手当・賞与 19,760 研究費 5,847 減価償却費 1,428 広告宣伝費 1,022 退職給付費用 929 のれん償却額 983

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	253,791	181	—	253,973

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

新株予約権の行使による増加 181千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	1,307	5,102	1	6,409

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 5,074千株

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 1千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	2,524	10	平成18年3月31日

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	253,974	—	—	253,974

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当中間連結会計期間末
普通株式(千株)	8,530	27	2	8,555

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 27千株

減少数の内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 2千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,681	15	平成19年3月31日	平成19年6月28日

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	253,791	182	—	253,974

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

新株予約権の行使による増加 182千株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(千株)	1,307	7,224	1	8,530

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりである。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 7,174千株

単元未満株式の買取りによる増加 50千株

減少数の内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 1千株

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はない。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 2,524百万円

(ロ) 1株当たり配当額 10円

(ハ) 基準日 平成18年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成19年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議している。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額 3,681百万円

(ロ) 配当の原資 利益剰余金

(ハ) 1株当たり配当額 15円

(ニ) 基準日 平成19年3月31日

(ホ) 効力発生日 平成19年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係
現金及び預金勘定 26,856百万円	現金及び預金勘定 30,188百万円	現金及び預金勘定 34,480百万円
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta 384$	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta 1,004$	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta 490$
現金及び現金同等物 26,472	現金及び現金同等物 29,183	現金及び現金同等物 33,990

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,124</td> <td>1,743</td> <td>1,381</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>2,386</td> <td>1,204</td> <td>1,182</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>3,262</td> <td>1,408</td> <td>1,854</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,773</td> <td>4,356</td> <td>4,417</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,710百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,814</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,524</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>955百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>897</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>57</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。</p> <p>2 オペレーティング・リース取引未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>328百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>668</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>996</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 転貸リース取引に係る注記 借手側未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>542百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>841</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,384</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸手側未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>860</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,124	1,743	1,381	その他の有形固定資産	2,386	1,204	1,182	その他の無形固定資産	3,262	1,408	1,854	計	8,773	4,356	4,417	1年以内	1,710百万円	1年超	2,814	計	4,524	支払リース料	955百万円	減価償却費相当額	897	支払利息相当額	57	1年以内	328百万円	1年超	668	計	996	1年以内	542百万円	1年超	841	計	1,384	1年以内	559百万円	1年超	860	計	1,420	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,178</td> <td>2,114</td> <td>1,064</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>2,162</td> <td>1,016</td> <td>1,145</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>3,536</td> <td>2,007</td> <td>1,529</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,877</td> <td>5,139</td> <td>3,738</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,606百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,227</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,833</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>967百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>909</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>428百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>836</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,264</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 転貸リース取引に係る注記 借手側未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>585百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,021</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,607</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸手側未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>604百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,040</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,645</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,178	2,114	1,064	その他の有形固定資産	2,162	1,016	1,145	その他の無形固定資産	3,536	2,007	1,529	計	8,877	5,139	3,738	1年以内	1,606百万円	1年超	2,227	計	3,833	支払リース料	967百万円	減価償却費相当額	909	支払利息相当額	50	1年以内	428百万円	1年超	836	計	1,264	1年以内	585百万円	1年超	1,021	計	1,607	1年以内	604百万円	1年超	1,040	計	1,645	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,117</td> <td>1,893</td> <td>1,224</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>2,530</td> <td>1,291</td> <td>1,239</td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td>3,463</td> <td>1,702</td> <td>1,760</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,110</td> <td>4,887</td> <td>4,223</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,742百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,584</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,326</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 当連結会計年度の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1,914百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>1,798</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>111</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>⑤ 利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2 オペレーティング・リース取引未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>238百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>727</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>965</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 転貸リース取引に係る注記 借手側未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>541百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>879</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,421</td> </tr> </tbody> </table> <p>貸手側未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>559百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>897</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,456</td> </tr> </tbody> </table> <p>(減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置及び運搬具	3,117	1,893	1,224	その他の有形固定資産	2,530	1,291	1,239	その他の無形固定資産	3,463	1,702	1,760	計	9,110	4,887	4,223	1年以内	1,742百万円	1年超	2,584	計	4,326	支払リース料	1,914百万円	減価償却費相当額	1,798	支払利息相当額	111	1年以内	238百万円	1年超	727	計	965	1年以内	541百万円	1年超	879	計	1,421	1年以内	559百万円	1年超	897	計	1,456
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																																																					
機械装置及び運搬具	3,124	1,743	1,381																																																																																																																																																					
その他の有形固定資産	2,386	1,204	1,182																																																																																																																																																					
その他の無形固定資産	3,262	1,408	1,854																																																																																																																																																					
計	8,773	4,356	4,417																																																																																																																																																					
1年以内	1,710百万円																																																																																																																																																							
1年超	2,814																																																																																																																																																							
計	4,524																																																																																																																																																							
支払リース料	955百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	897																																																																																																																																																							
支払利息相当額	57																																																																																																																																																							
1年以内	328百万円																																																																																																																																																							
1年超	668																																																																																																																																																							
計	996																																																																																																																																																							
1年以内	542百万円																																																																																																																																																							
1年超	841																																																																																																																																																							
計	1,384																																																																																																																																																							
1年以内	559百万円																																																																																																																																																							
1年超	860																																																																																																																																																							
計	1,420																																																																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																																																					
機械装置及び運搬具	3,178	2,114	1,064																																																																																																																																																					
その他の有形固定資産	2,162	1,016	1,145																																																																																																																																																					
その他の無形固定資産	3,536	2,007	1,529																																																																																																																																																					
計	8,877	5,139	3,738																																																																																																																																																					
1年以内	1,606百万円																																																																																																																																																							
1年超	2,227																																																																																																																																																							
計	3,833																																																																																																																																																							
支払リース料	967百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	909																																																																																																																																																							
支払利息相当額	50																																																																																																																																																							
1年以内	428百万円																																																																																																																																																							
1年超	836																																																																																																																																																							
計	1,264																																																																																																																																																							
1年以内	585百万円																																																																																																																																																							
1年超	1,021																																																																																																																																																							
計	1,607																																																																																																																																																							
1年以内	604百万円																																																																																																																																																							
1年超	1,040																																																																																																																																																							
計	1,645																																																																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																																																					
機械装置及び運搬具	3,117	1,893	1,224																																																																																																																																																					
その他の有形固定資産	2,530	1,291	1,239																																																																																																																																																					
その他の無形固定資産	3,463	1,702	1,760																																																																																																																																																					
計	9,110	4,887	4,223																																																																																																																																																					
1年以内	1,742百万円																																																																																																																																																							
1年超	2,584																																																																																																																																																							
計	4,326																																																																																																																																																							
支払リース料	1,914百万円																																																																																																																																																							
減価償却費相当額	1,798																																																																																																																																																							
支払利息相当額	111																																																																																																																																																							
1年以内	238百万円																																																																																																																																																							
1年超	727																																																																																																																																																							
計	965																																																																																																																																																							
1年以内	541百万円																																																																																																																																																							
1年超	879																																																																																																																																																							
計	1,421																																																																																																																																																							
1年以内	559百万円																																																																																																																																																							
1年超	897																																																																																																																																																							
計	1,456																																																																																																																																																							

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
社債	20	20	—
合計	20	20	—

2 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	17,500	34,712	17,211
(2) その他	188	197	8
合計	17,689	34,910	17,220

(注) 取得原価は減損処理後の金額である。なお、当中間連結会計期間において減損処理を行い、投資有価証券評価損 7百万円を計上している。減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%を超えて下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%下落した場合には回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損を行っている。

3 時価評価されていない主な有価証券(上記1を除く)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,509
合計	1,509

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	18,056	34,898	16,842
(2) その他	51	52	0
合計	18,108	34,951	16,842

(注) 取得原価は減損処理後の金額である。減損処理にあたっては、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ50%を超えて下落した場合にはすべて減損処理を行い、30~50%下落した場合には回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損を行っている。

2 時価評価されていない主な有価証券

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	723
合計	723

前連結会計年度末(平成19年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 株式	17,686	34,664	16,978
(2) その他	55	58	2
合計	17,742	34,723	16,981

(注) 取得原価は減損処理後の金額である。なお、当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損 19百万円を計上している。減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%を超えて下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%下落した場合には回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損を行っている。

2 時価評価されていない主な有価証券

	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券 非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,245
合計	1,245

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成18年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	12,261	771	12,658	△397
合計		12,261	771	12,658	△397
1 時価の算定方法 為替予約取引については、中間連結決算日における先物為替相場によっている。					
2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いている。					

当中間連結会計期間末(平成19年9月30日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,280	—	6,289	△9
	ユーロ	1,919	—	1,940	△21
合計		8,199	—	8,230	△30
1 時価の算定方法 為替予約取引については、中間連結決算日における先物為替相場によっている。					
2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いている。					

前連結会計年度(平成19年3月31日)

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	9,101	—	9,321	△220
	ユーロ	1,392	—	1,403	△10
合計		10,493	—	10,724	△230
1 時価の算定方法 為替予約取引については、連結決算日における先物為替相場によっている。					
2 ヘッジ会計が適用されているものについては、記載対象から除いている。					

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はない。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はない。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はない。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	112,227	29,813	1,253	143,295	—	143,295
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	3,905	3,905	(3,905)	—
計	112,227	29,813	5,159	147,200	(3,905)	143,295
営業費用	97,958	29,641	4,609	132,209	(3,905)	128,303
営業利益	14,268	172	549	14,991	—	14,991

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器 …… 半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器 …… 印刷・製版関連機器、デジタル印刷機、文字フォント、保守サービス

その他 …… リース、印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

4 会計処理の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、国内連結子会社において、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」を適用している。この結果、従来と比較して営業費用が、電子工業用機器で14百万円、画像情報処理機器で9百万円、その他で16百万円それぞれ増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	114,956	28,894	1,424	145,275	—	145,275
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	4,375	4,375	(4,375)	—
計	114,956	28,894	5,799	149,651	(4,375)	145,275
営業費用	105,019	27,344	5,307	137,671	(4,375)	133,296
営業利益	9,936	1,549	492	11,979	—	11,979

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器 …… 半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器 …… CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、文字フォント、保守サービス

その他 …… リース、印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

4 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」(会計方針の変

更)に記載のとおり、親会社および国内連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業費用が、電子工業用機器で19百万円、画像情報処理機器で4百万円、その他で0百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

また、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」(追加情報)に記載のとおり、親会社および国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得した資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、従来の方法によった場合と比較して営業費用が、電子工業用機器で56百万円、画像情報処理機器で25百万円、その他で0百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	電子工業用 機器 (百万円)	画像情報 処理機器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	236,521	62,467	2,321	301,311	—	301,311
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	8,727	8,727	(8,727)	—
計	236,521	62,467	11,049	310,039	(8,727)	301,311
営業費用	209,287	60,167	10,043	279,498	(8,727)	270,770
営業利益	27,234	2,300	1,006	30,541	—	30,541

(注) 1 事業区分は、製品系列の区分によっている。

2 各事業区分の主要製品

電子工業用機器 …… 半導体製造装置、FPD製造装置、プリント配線板製造装置、保守サービス

画像情報処理機器 …… CTP(印刷版出力装置)、デジタル印刷機、その他印刷・製版関連機器、
文字フォント、保守サービス

その他 …… リース、印刷、ロジスティクス他

3 セグメント間の内部売上高又は振替高は、主に物流サービス子会社の当社およびグループ各社へのサービス売上である。

4 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、国内連結子会社において当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」を適用している。この結果、従来と比較して営業費用が、電子工業用機器で31百万円、画像情報処理機器で19百万円、その他で35百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	99,565	18,513	10,376	14,840	143,295	—	143,295
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	30,290	283	2,018	236	32,828	(32,828)	—
計	129,855	18,796	12,394	15,076	176,123	(32,828)	143,295
営業費用	116,154	19,328	11,202	14,211	160,897	(32,593)	128,303
営業利益又は 営業損失(△)	13,700	△531	1,192	865	15,226	(234)	14,991

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国

(2) アジア・オセアニア…………シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、
イスラエル

3 会計処理の変更

「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、国内連結子会社において、当中間連結会計期間より「役員賞与に関する会計基準」を適用している。この結果、日本において、従来と比較して営業費用が40百万円増加し、営業利益は同額減少している。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	96,849	20,559	10,119	17,746	145,275	—	145,275
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	32,269	394	2,265	307	35,236	(35,236)	—
計	129,119	20,953	12,385	18,053	180,512	(35,236)	145,275
営業費用	118,590	20,276	11,096	17,923	167,886	(34,590)	133,296
営業利益	10,529	677	1,288	130	12,625	(646)	11,979

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国

(2) アジア・オセアニア…………シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、
イスラエル

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」(会計方針の変更)に記載のとおり、親会社および国内連結子会社は、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。

この結果、日本において、従来の方法によった場合と比較して営業費用が24百万円増加し、営業利益は同額減少している。

また、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」(追加情報)に記載のとおり、親会社および国内連結子会社は、平成19年3月31日以前に取得した資産について、改

正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。

この結果、日本において、従来の方法によった場合と比較して営業費用が81百万円増加し、営業利益は同額減少している。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	195,851	53,845	22,110	29,504	301,311	—	301,311
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	72,056	557	4,848	674	78,136	(78,136)	—
計	267,908	54,402	26,958	30,179	379,448	(78,136)	301,311
営業費用	241,963	53,281	24,330	28,806	348,381	(77,611)	270,770
営業利益	25,945	1,121	2,627	1,373	31,066	(525)	30,541

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国

(2) アジア・オセアニア……シンガポール、中国、台湾、韓国、オーストラリア

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、イタリア、アイルランド、
イスラエル

3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項」に記載のとおり、国内連結子会社において当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」を適用している。この結果、日本において、従来と比較して営業費用が86百万円増加し、営業利益は同額減少している。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	20,758	60,790	13,769	1,035	96,354
II 連結売上高(百万円)					143,295
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.5	42.4	9.6	0.7	67.2

(注) 1 海外売上高は、親会社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア…………シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、
北欧、ロシア

(4) その他の地域……………アフリカ、中近東、中南米

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	20,621	53,514	12,114	7,274	93,525
II 連結売上高(百万円)					145,275
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	14.2	36.9	8.3	5.0	64.4

(注) 1 海外売上高は、親会社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア…………シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、
北欧、ロシア

(4) その他の地域……………アフリカ、中近東、中南米

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	北米	アジア・オセアニア	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高(百万円)	56,238	113,348	28,211	3,946	201,745
II 連結売上高(百万円)					301,311
III 連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	18.7	37.6	9.4	1.3	67.0

(注) 1 海外売上高は、親会社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。

3 各区分に属する主な国又は地域

(1) 北米……………米国、カナダ

(2) アジア・オセアニア…………シンガポール、マレーシア、中国、台湾、韓国、オーストラリア、インド

(3) 欧州……………イギリス、ドイツ、オランダ、フランス、ベルギー、イタリア、アイルランド、
北欧、ロシア

(4) その他の地域……………アフリカ、中近東、中南米

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

半導体関連コータ・デベロッパ事業

(内容：半導体関連塗布現像装置の開発・製造・販売・保守サービス)

(2) 企業結合の法的形式

共同支配企業の形成

(3) 結合後企業の名称

株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLC

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、米国Applied Materials (アプライド マテリアルズ) 社との業務・資本提携を目的として、平成18年7月に当社半導体関連コータ・デベロッパ事業部門を会社分割(簡易分割)により分社し、株式会社SOKUDOを設立した。同月、新設会社が米国Applied Materials社を割当先とする第三者割当増資を実施し、業務・資本提携による事業を開始した。さらに同月、株式会社SOKUDOが同事業製品の販売・保守を目的とする100%子会社、SOKUDO USA, LLCを米国に設立した。当該業務・資本提携は、両社の強みを生かした相乗効果による事業基盤の拡張、製品競争力の強化、事業価値の向上等を目的としている。なお、当該事業製品の生産については、株式会社SOKUDOからの委託により当社が継続して行っている。

2. 実施した会計処理の概要

当該業務・資本提携において、当社および米国Applied Materials社の独立企業2社は、抛出の全てを議決権のある株式として取得するとともに、株式会社SOKUDOを共同支配とする株主間契約を締結している。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在しない。以上から、当該企業結合は、企業結合会計基準に基づき共同支配企業の形成と判断されるため、その形成における会計処理として、持分プーリング法に準じた処理方法を適用した。

なお、連結財務諸表上、株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCに対する投資については、当社が議決権の過半数を所有しているが共同支配企業に該当するため連結の範囲には含めず、持分法に準じた会計処理を適用している。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はない。

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1. 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

半導体関連コータ・デベロッパ事業

(内容：半導体関連塗布現像装置の開発・製造・販売・保守サービス)

(2) 企業結合の法的形式

共同支配企業の形成

(3) 結合後企業の名称

株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLC

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は、米国Applied Materials (アプライド マテリアルズ) 社との業務・資本提携を目的として、平成18年7月に当社半導体関連コータ・デベロッパ事業部門を会社分割(簡易分割)により分社し、株式会社SOKUDOを設立した。同月、新設会社が米国Applied Materials社を割当先とする第三者割当増資を実施し、業務・資本提携による事業を開始した。さらに同月、株式会社SOKUDOが同事業製品の販売・保守を目的とする100%子会社、SOKUDO USA, LLCを米国に設立した。当該業務・資本提携は、両社の強みを生かした相乗効果による事業基盤の拡張、製品競争力の強化、事業価値の向上等を目的としている。なお、当該事業製品の生産については、株式会社SOKUDOからの委託により当社が継続して行っている。

2. 実施した会計処理の概要

当該業務・資本提携において、当社および米国Applied Materials社の独立企業2社は、抛出の全てを議決権のある株式として取得するとともに、株式会社SOKUDOを共同支配とする株主間契約を締結している。また、その他支配関係を示す一定の事実は存在しない。以上から、当該企業結合は、企業結合会計基準に基づき共同支配企業の形成と判断されるため、その形成における会計処理として、持分プーリング法に準じた処理方法を適用した。

なお、連結財務諸表上、株式会社SOKUDOおよびSOKUDO USA, LLCに対する投資については、当社が議決権の過半数を所有しているが共同支配企業に該当するため連結の範囲には含めず、持分法に準じた会計処理を適用している。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 504円27銭	1株当たり純資産額 549円65銭	1株当たり純資産額 542円13銭
1株当たり中間純利益 36円01銭	1株当たり中間純利益 22円38銭	1株当たり当期純利益 74円05銭
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 33円38銭	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 20円70銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 68円63銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりである。

前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日)
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額
純資産の部の合計額 125,504百万円	純資産の部の合計額 135,647百万円	純資産の部の合計額 133,778百万円
普通株式に係る純資産額 124,839百万円	普通株式に係る純資産額 134,895百万円	普通株式に係る純資産額 133,061百万円
差額の内訳 少数株主持分 664百万円	差額の内訳 少数株主持分 752百万円	差額の内訳 少数株主持分 716百万円
普通株式の発行済株式数 253,973千株	普通株式の発行済株式数 253,974千株	普通株式の発行済株式数 253,974千株
普通株式の自己株式数 6,409千株	普通株式の自己株式数 8,555千株	普通株式の自己株式数 8,530千株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 247,564千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 245,419千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 245,444千株

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は以下のとおりである。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間純利益	1株当たり中間純利益	1株当たり当期純利益
中間純利益 9,042百万円	中間純利益 5,491百万円	当期純利益 18,451百万円
普通株主に帰属しない金額 —	普通株主に帰属しない金額 —	普通株主に帰属しない金額 —
普通株式に係る中間純利益 9,042百万円	普通株式に係る中間純利益 5,491百万円	普通株式に係る当期純利益 18,451百万円
普通株式の期中平均株式数 251,128千株	普通株式の期中平均株式数 245,429千株	普通株式の期中平均株式数 249,165千株
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益
中間純利益調整額 —	中間純利益調整額 —	当期純利益調整額 —
普通株式増加数(うち新株予約権) 19,763千株 (19,763千株)	普通株式増加数(うち新株予約権) 19,839千株 (19,839千株)	普通株式増加数(うち新株予約権) 19,710千株 (19,710千株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 —	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 —	希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要 —

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はない。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

当社は、平成19年11月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

- (1) 理由：1株当たりの株主価値の向上を図るため
- (2) 取得する株式の種類：普通株式
- (3) 取得する株式の数：500万株（上限）
- (4) 株式の取得価額の総額：35億円（上限）
- (5) 自己株式取得の期間：平成19年11月26日から平成19年12月20日まで

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(資産の部)									
I 流動資産									
1 現金及び預金		13,570		11,695		16,669			
2 受取手形	※8	3,946		784		1,885			
3 売掛金		81,375		89,186		89,498			
4 有価証券		20		—		—			
5 棚卸資産		57,199		62,052		62,477			
6 繰延税金資産		4,370		4,725		6,182			
7 その他	※6	14,158		7,136		13,119			
貸倒引当金		△212		△187		△183			
流動資産合計			174,426	62.0		175,392	60.9	189,649	63.3
II 固定資産									
1 有形固定資産	※1								
(1) 建物	※2	13,752		16,886		16,166			
(2) 機械装置		4,800		7,749		7,268			
(3) 土地	※2	8,904		8,925		8,925			
(4) その他		5,924		7,599		4,680			
計		33,382	11.8	41,161	14.3	37,041	12.4		
2 無形固定資産		361	0.1	346	0.1	348	0.1		
3 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券		36,162		35,446		35,737			
(2) 関係会社株式		31,597		31,428		31,250			
(3) 繰延税金資産		1,670		80		1,779			
(4) その他		4,239		4,207		3,930			
貸倒引当金		△284		△93		△133			
計		73,385	26.1	71,069	24.7	72,564	24.2		
固定資産合計			107,128	38.0		112,577	39.1	109,953	36.7
資産合計			281,555	100.0		287,970	100.0	299,603	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	※8	29,524		25,307		28,321		
2		53,433		56,961		52,373		
3	※2,7	19,489		14,973		11,173		
4		7,000		—		—		
5		5,335		663		9,306		
6		3,263		2,718		4,445		
7		2,426		3,623		3,217		
8		14,465		14,772		19,353		
			134,936	47.9	119,019	41.3	128,190	42.8
II 固定負債								
1		—		17,000		17,000		
2		15,000		14,999		14,999		
3	※2	7,815		10,271		11,547		
4		8,230		1,568		6,845		
5		556		—		—		
6		367		2,120		367		
			31,970	11.4	45,960	16.0	50,759	16.9
			166,907	59.3	164,979	57.3	178,949	59.7

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		54,044	19.2	54,044	18.8	54,044	18.0
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		26,636		26,636		26,636	
(2) その他 資本剰余金		3,541		3,540		3,541	
資本剰余金合計		30,177	10.7	30,177	10.5	30,177	10.1
3 利益剰余金							
その他利益剰余金							
特別償却準備金		—		4		4	
圧縮積立金		—		17		18	
別途積立金		15,500		26,500		15,500	
繰越利益剰余金		9,545		9,149		17,644	
利益剰余金合計		25,045	8.9	35,671	12.4	33,167	11.1
4 自己株式		△5,936	△2.1	△7,941	△2.8	△7,918	△2.6
株主資本合計		103,330	36.7	111,952	38.9	109,471	36.6
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券 評価差額金		11,370	4.0	11,046	3.8	11,193	3.7
2 繰延ヘッジ損益		△52	△0.0	△8	△0.0	△12	△0.0
評価・換算 差額等合計		11,317	4.0	11,038	3.8	11,181	3.7
純資産合計		114,648	40.7	122,990	42.7	120,653	40.3
負債純資産合計		281,555	100.0	287,970	100.0	299,603	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
I 売上高			119,955 100.0		119,297 100.0		247,755 100.0
II 売上原価			87,488 72.9		92,716 77.7		185,485 74.9
売上総利益			32,466 27.1		26,581 22.3		62,270 25.1
III 販売費及び一般管理費			20,777 17.4		18,261 15.3		40,844 16.5
営業利益			11,689 9.7		8,319 7.0		21,426 8.6
IV 営業外収益	※1		1,542 1.3		2,150 1.8		4,968 2.0
V 営業外費用	※2		1,729 1.4		2,193 1.9		4,666 1.8
経常利益			11,502 9.6		8,277 6.9		21,728 8.8
VI 特別利益	※3		2,262 1.9		1,444 1.2		3,286 1.3
VII 特別損失	※4		1,608 1.4		4 0.0		2,207 0.9
税引前中間(当期) 純利益			12,156 10.1		9,717 8.1		22,807 9.2
法人税、住民税 及び事業税		4,836		385		9,220	
法人税等調整額		693	5,529 4.6	3,147	3,532 2.9	△1,161	8,059 3.2
中間(当期)純利益			6,626 5.5		6,185 5.2		14,748 6.0

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	53,998	26,590	3,540	30,131
中間会計期間中の変動額				
新株予約権の行使	45	45		45
自己株式の処分			0	0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	45	45	0	45
平成18年9月30日残高(百万円)	54,044	26,636	3,541	30,177

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	5,500	15,443	20,943	△ 904	104,169
中間会計期間中の変動額					
新株予約権の行使					91
利益処分による利益配当		△ 2,524	△ 2,524		△ 2,524
利益処分による別途積立金の積立	10,000	△ 10,000	—		—
中間純利益		6,626	6,626		6,626
自己株式の取得				△ 5,032	△ 5,032
自己株式の処分				0	0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	10,000	△ 5,897	4,102	△ 5,031	△ 838
平成18年9月30日残高(百万円)	15,500	9,545	25,045	△ 5,936	103,330

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	15,038	—	15,038	119,208
中間会計期間中の変動額				
新株予約権の行使				91
利益処分による利益配当				△ 2,524
利益処分による別途積立金の積立				—
中間純利益				6,626
自己株式の取得				△ 5,032
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 3,667	△ 52	△ 3,720	△ 3,720
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 3,667	△ 52	△ 3,720	△ 4,559
平成18年9月30日残高(百万円)	11,370	△ 52	11,317	114,648

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成19年3月31日残高(百万円)	54,044	26,636	3,541	30,177
中間会計期間中の変動額				
自己株式の処分			△ 0	△ 0
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	△ 0	△ 0
平成19年9月30日残高(百万円)	54,044	26,636	3,540	30,177

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
	特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(百万円)	4	18	15,500	17,644	33,167	△ 7,918	109,471
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				△ 3,681	△ 3,681		△ 3,681
特別償却準備金の取崩	△ 0			0	—		—
圧縮積立金の取崩		△ 1		1	—		—
別途積立金の積立			11,000	△ 11,000	—		—
中間純利益				6,185	6,185		6,185
自己株式の取得						△ 25	△ 25
自己株式の処分						2	2
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 0	△ 1	11,000	△ 8,495	2,503	△ 22	2,480
平成19年9月30日残高(百万円)	4	17	26,500	9,149	35,671	△ 7,941	111,952

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高(百万円)	11,193	△ 12	11,181	120,653
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				△ 3,681
特別償却準備金の取崩				—
圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
中間純利益				6,185
自己株式の取得				△ 25
自己株式の処分				2
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△ 147	3	△ 143	△ 143
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△ 147	3	△ 143	2,336
平成19年9月30日残高(百万円)	11,046	△ 8	11,038	122,990

前事業年度の要約株主資本等変動計算書(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高(百万円)	53,998	26,590	3,540	30,131
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使	46	46		46
自己株式の処分			0	0
事業年度中の変動額合計(百万円)	46	46	0	46
平成19年3月31日残高(百万円)	54,044	26,636	3,541	30,177

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
	特別償却準備金	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(百万円)	—	—	5,500	15,443	20,943	△ 904	104,169
事業年度中の変動額							
新株予約権の行使							92
利益処分による利益配当				△ 2,524	△ 2,524		△ 2,524
特別償却準備金の積立	4			△ 4	—		—
圧縮積立金の積立		21		△ 21	—		—
圧縮積立金の取崩		△ 3		3	—		—
利益処分による別途積立金の積立			10,000	△ 10,000	—		—
当期純利益				14,748	14,748		14,748
自己株式の取得						△ 7,015	△ 7,015
自己株式の処分						1	1
事業年度中の変動額合計(百万円)	4	18	10,000	2,200	12,223	△ 7,013	5,302
平成19年3月31日残高(百万円)	4	18	15,500	17,644	33,167	△ 7,918	109,471

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高(百万円)	15,038	—	15,038	119,208
事業年度中の変動額				
新株予約権の行使				92
利益処分による利益配当				△ 2,524
特別償却準備金の積立				—
圧縮積立金の積立				—
圧縮積立金の取崩				—
利益処分による別途積立金の積立				—
当期純利益				14,748
自己株式の取得				△ 7,015
自己株式の処分				1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 3,845	△ 12	△ 3,857	△ 3,857
事業年度中の変動額合計(百万円)	△ 3,845	△ 12	△ 3,857	1,445
平成19年3月31日残高(百万円)	11,193	△ 12	11,181	120,653

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>①満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等 に基づく時価法(評価差 額は全部純資産直入法に より処理し、売却原価は 移動平均法により算定し ている)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) デリバティブ 時価法</p> <p>(3) 棚卸資産</p> <p>① 評価基準 原価法</p> <p>② 評価方法 商品……先入先出法 製品・仕掛品 ……先入先出法又は個 別法 原材料……先入先出法 貯蔵品……個別法</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物(建物附属 設備を除く)については定額 法によっている。 なお、主な耐用年数は以下の とおりである。 建物及び構築物 3～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① ———</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) 棚卸資産</p> <p>① 評価基準 同左</p> <p>② 評価方法 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 建物(建物附属設備は除く) 建物</p> <p>① 平成10年 3月31日以前に取 得したもの 旧定率法</p> <p>② 平成10年 4月 1日から平成 19年 3月31日までに取得し たもの 旧定額法</p> <p>③ 平成19年 4月 1日以降に取 得したもの 定額法</p> <p>建物以外</p> <p>① 平成19年 3月31日以前に取 得したもの 旧定率法</p> <p>② 平成19年 4月 1日以降に取 得したもの 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下の とおりである。 建物及び構築物 3～60年 機械装置及び運搬具 2～10年</p>	<p>1 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>① ———</p> <p>②子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>③その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づ く時価法(評価差額は 全部純資産直入法により 処理し、売却原価は移動 平均法により算定してい る)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>(2) デリバティブ 同左</p> <p>(3) 棚卸資産</p> <p>① 評価基準 同左</p> <p>② 評価方法 同左</p> <p>2 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4月 1日 以降に取得した建物(建物附属 設備を除く)については定額 法によっている。 なお、主な耐用年数は以下の とおりである。 建物及び構築物 3～60年 機械装置及び運搬具 2～17年</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用ソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)、販売用ソフトウェアについてはその効果の及ぶ期間(3年)に基づく定額法によっている。</p> <p>3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 売掛金等債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 製品保証引当金 装置納入後の保証期間に係るアフターサービス費用について、過去の支出実績率に基づくアフターサービス費用見込額を計上している。</p>	<p>(会計方針の変更) 法人税法の改正((所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号) および(法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号)) に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。 この結果、従来の方法に比べ、売上総利益が15百万円、営業利益が23百万円、経常利益、税引前中間純利益が28百万円それぞれ減少している。</p> <p>(追加情報) 平成19年3月31日以前に取得した資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。この結果、従来の方法に比べ、売上総利益が32百万円、営業利益が81百万円、経常利益、税引前中間純利益が82百万円それぞれ減少している。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p>	<p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>3 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌期から費用処理することとしている。 前期において退職金規定を改定したことに伴う過去勤務債務△3,337百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。</p> <p>(4) 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、販売先のリース料支払、銀行借入に対する債務保証について、被保証者の財政状態、返済状況等を勘案し、損失負担見込額を計上している。</p> <p>(5) 土壌浄化対策引当金 土壌浄化対策に係る損失に備えるため、生産拠点の土地の一部における浄化対策費用の見積額を計上している。</p> <p>4 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌期から費用処理することとしている。 平成17年8月に退職金規定を改定したことに伴う過去勤務債務△3,337百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。 (追加情報) 確定拠出年金法の施行に伴い、平成19年8月に退職金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)を適用している。 本移行に伴う影響額は、特別利益として468百万円計上している。</p> <p>(4) ———</p> <p>(5) ———</p> <p>4 リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。 前事業年度において退職金規定を改定したことに伴う過去勤務債務△3,337百万円は、発生時から2年に按分して特別利益として処理している。</p> <p>(4) ———</p> <p>(5) ———</p> <p>4 リース取引の処理方法 同左</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)								
<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理をしている。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <table border="1" data-bbox="172 607 563 734"> <thead> <tr> <th>ヘッジ手段</th> <th>ヘッジ対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>為替予約</td> <td>外貨建売上債権</td> </tr> <tr> <td>金利スワップ</td> <td>借入金利息</td> </tr> <tr> <td>金利キャップ</td> <td>借入金利息</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) ヘッジ方針 当社は、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場の変動リスクおよび借入金または社債等に係る金利変動リスクをヘッジするため、取締役会の承認を得たデリバティブ業務に関する社内規程に基づいてヘッジ取引を行っており、かつ、その取引内容については取締役会に報告している。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価している。ただし、振当処理をしている為替予約については有効性の評価を省略している。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。</p>	ヘッジ手段	ヘッジ対象	為替予約	外貨建売上債権	金利スワップ	借入金利息	金利キャップ	借入金利息	<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理を採用している。 なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理をしており、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップおよび振当処理をしている為替予約については有効性の評価を省略している。</p> <p>6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>5 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p> <p>6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
ヘッジ手段	ヘッジ対象									
為替予約	外貨建売上債権									
金利スワップ	借入金利息									
金利キャップ	借入金利息									

会計処理の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、114,701百万円である。 なお、当中間会計期間における中間財務諸表は、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当中間会計期間から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成17年12月27日)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日)を適用している。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当中間会計期間から、改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号 最終改正平成18年8月11日)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号 最終改正平成18年8月11日)を適用している。これによる損益に与える影響はない。 なお、当中間会計期間における中間財務諸表は、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	<p style="text-align: center;">———</p> <p style="text-align: center;">———</p> <p style="text-align: center;">———</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等) 当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。これまでの資本の部の合計に相当する金額は、120,665百万円である。 なお、当事業年度における財務諸表は、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p> <p>(企業結合に係る会計基準等) 当事業年度から「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第7号)ならびに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年12月22日 企業会計基準適用指針第10号)を適用している。</p> <p>(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準等の一部改正) 当事業年度から改正後の「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準第1号)および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 最終改正平成18年8月11日 企業会計基準適用指針第2号)を適用している。これによる損益に与える影響はない。 なお、当事業年度における財務諸表は、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																														
<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,246百万円である。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,393百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>892</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,285</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>500百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>250百万円)</td> </tr> </table>	建物	3,393百万円	土地	892	計	4,285	長期借入金	500百万円	(うち1年以内返済予定額)	250百万円)	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、51,072百万円である。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,235百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>892</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,127</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>250百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>250百万円)</td> </tr> </table>	建物	3,235百万円	土地	892	計	4,127	長期借入金	250百万円	(うち1年以内返済予定額)	250百万円)	<p>※1 有形固定資産の減価償却累計額は、49,654百万円である。</p> <p>※2 担保資産及び担保付債務</p> <table> <tr> <td>建物</td> <td>3,318百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>892</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,211</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務</p> <table> <tr> <td>長期借入金</td> <td>375百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち1年以内返済予定額)</td> <td>250百万円)</td> </tr> </table>	建物	3,318百万円	土地	892	計	4,211	長期借入金	375百万円	(うち1年以内返済予定額)	250百万円)
建物	3,393百万円																															
土地	892																															
計	4,285																															
長期借入金	500百万円																															
(うち1年以内返済予定額)	250百万円)																															
建物	3,235百万円																															
土地	892																															
計	4,127																															
長期借入金	250百万円																															
(うち1年以内返済予定額)	250百万円)																															
建物	3,318百万円																															
土地	892																															
計	4,211																															
長期借入金	375百万円																															
(うち1年以内返済予定額)	250百万円)																															
<p>3 保証債務</p> <p>(1) 関係会社の取引(銀行借入等)に対する保証債務</p> <table> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH</td> <td>948百万円 (6,331千ユーロ)</td> </tr> <tr> <td>DNS ELECTRONICS, LLC</td> <td>33 (287千米ドル)</td> </tr> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.</td> <td>30 (2,000千香港ドル)</td> </tr> </table> <p>(2) 販売先のビジネスローン等に対する保証債務</p> <p>99百万円</p> <p>(3) 子会社である(株)ファースト・リースが行っている転貸リース物件に対する買戻保証等</p> <p>528百万円</p> <p>(4) 従業員住宅ローンに対する保証債務</p> <p>813百万円</p>	DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	948百万円 (6,331千ユーロ)	DNS ELECTRONICS, LLC	33 (287千米ドル)	DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	30 (2,000千香港ドル)	<p>3 保証債務</p> <p>(1) 関係会社の取引(銀行借入等)に対する保証債務</p> <table> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH</td> <td>1,144百万円 (7,002千ユーロ)</td> </tr> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.</td> <td>29 (2,000千香港ドル)</td> </tr> </table> <p>(2) 販売先のビジネスローン等に対する保証債務</p> <p>39百万円</p> <p>(3) 子会社である(株)ファースト・リースが行っている転貸リース物件に対する買戻保証等</p> <p>471百万円</p> <p>(4) 従業員住宅ローンに対する保証債務</p> <p>680百万円</p>	DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	1,144百万円 (7,002千ユーロ)	DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	29 (2,000千香港ドル)	<p>3 保証債務</p> <p>(1) 関係会社の取引(銀行借入等)に対する保証債務</p> <table> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH</td> <td>957百万円 (6,087千ユーロ)</td> </tr> <tr> <td>DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.</td> <td>30 (2,000千香港ドル)</td> </tr> </table> <p>(2) 販売先のビジネスローン等に対する保証債務</p> <p>64百万円</p> <p>(3) 子会社である(株)ファースト・リースが行っている転貸リース物件に対する買戻保証等</p> <p>577百万円</p> <p>(4) 従業員住宅ローンに対する保証債務</p> <p>759百万円</p>	DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	957百万円 (6,087千ユーロ)	DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	30 (2,000千香港ドル)																
DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	948百万円 (6,331千ユーロ)																															
DNS ELECTRONICS, LLC	33 (287千米ドル)																															
DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	30 (2,000千香港ドル)																															
DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	1,144百万円 (7,002千ユーロ)																															
DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	29 (2,000千香港ドル)																															
DAINIPPON SCREEN (DEUTSCHLAND) GmbH	957百万円 (6,087千ユーロ)																															
DAINIPPON SCREEN (CHINA) LTD.	30 (2,000千香港ドル)																															
<p>計 2,453</p> <p>上記のうち、外貨建保証債務は中間決算日の為替相場により換算している。</p> <p>4 受取手形割引高は、521百万円である。</p> <p>5 売上債権流動化に伴う遡及義務は、456百万円である。</p> <p>※6 消費税等の取扱い 仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産のその他に含めて表示している。</p>	<p>計 2,364</p> <p>上記のうち、外貨建保証債務は中間決算日の為替相場により換算している。</p> <p>4 ———</p> <p>5 ———</p> <p>※6 消費税等の取扱い 同左</p>	<p>計 2,389</p> <p>上記のうち、外貨建保証債務は決算日の為替相場により換算している。</p> <p>4 受取手形割引高は、1,647百万円である。</p> <p>5 ———</p> <p>6 ———</p>																														

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)																		
<p>※7 貸出コミットメント契約 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>10,000</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	20,000百万円	借入実行残高	10,000	借入未実行残高	10,000	<p>※7 貸出コミットメント契約 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>4,900</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>15,100</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	20,000百万円	借入実行残高	4,900	借入未実行残高	15,100	<p>7 貸出コミットメント契約 運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関9社と貸出コミットメント契約を締結している。貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は下記のとおりである。</p> <table> <tr> <td>貸出コミットメントの総額</td> <td>20,000百万円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>借入未実行残高</td> <td>20,000</td> </tr> </table>	貸出コミットメントの総額	20,000百万円	借入実行残高	—	借入未実行残高	20,000
貸出コミットメントの総額	20,000百万円																			
借入実行残高	10,000																			
借入未実行残高	10,000																			
貸出コミットメントの総額	20,000百万円																			
借入実行残高	4,900																			
借入未実行残高	15,100																			
貸出コミットメントの総額	20,000百万円																			
借入実行残高	—																			
借入未実行残高	20,000																			
<p>※8 期末日満期手形 中間会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれている。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>99百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>4,281</td> </tr> </table>	受取手形	99百万円	支払手形	4,281	<p>※8 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当中間会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の中間会計期間末日満期手形が、中間会計期間末残高に含まれている。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>67百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>3,746</td> </tr> </table>	受取手形	67百万円	支払手形	3,746	<p>※8 期末日満期手形 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれている。</p> <table> <tr> <td>受取手形</td> <td>100百万円</td> </tr> <tr> <td>支払手形</td> <td>3,589</td> </tr> </table>	受取手形	100百万円	支払手形	3,589						
受取手形	99百万円																			
支払手形	4,281																			
受取手形	67百万円																			
支払手形	3,746																			
受取手形	100百万円																			
支払手形	3,589																			

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 26百万円 受取配当金 695 家賃収入 364 業務受託収入 248	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 48百万円 受取配当金 1,094 家賃収入 387 業務受託収入 336	※1 営業外収益のうち重要なもの 受取利息 62百万円 受取配当金 2,998 家賃収入 731 業務受託収入 597
※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 176百万円 社債利息 35 債権売却損 56 棚卸資産除却損 32 賃貸費用 343 固定資産除却損 249 為替差損 352	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 215百万円 社債利息 158 債権売却損 96 棚卸資産除却損 2 賃貸費用 398 固定資産除却損 31 為替差損 642	※2 営業外費用のうち重要なもの 支払利息 408百万円 社債利息 106 債権売却損 149 棚卸資産除却損 291 賃貸費用 724 固定資産除却損 784 為替差損 491
※3 特別利益のうち重要なもの 投資有価証券売却益 1,400百万円 退職給付過去勤務債務償却額 834	※3 特別利益のうち重要なもの 退職給付過去勤務債務償却額 556百万円 退職金制度変更益 468 過年度賃借料修正益 388 投資有価証券売却益 30	※3 特別利益のうち重要なもの 退職給付過去勤務債務償却額 1,668百万円 投資有価証券売却益 1,599
※4 特別損失のうち重要なもの 関係会社株式評価損 1,592百万円	※4 特別損失のうち重要なもの 投資有価証券評価損 3百万円	※4 特別損失のうち重要なもの 関係会社株式評価損 2,179百万円
5 減価償却実施額 有形固定資産 1,338百万円 無形固定資産 84	5 減価償却実施額 有形固定資産 1,952百万円 無形固定資産 83	5 減価償却実施額 有形固定資産 3,098百万円 無形固定資産 163

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	1,307	5,102	1	6,409

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 5,074千株

単元未満株式の買取りによる増加 28千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 1千株

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	8,530	27	2	8,555

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

単元未満株式の買取りによる増加 27千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 2千株

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	1,307	7,224	1	8,530

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりである。

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく取得 7,174千株

単元未満株式の買取りによる増加 50千株

減少数の主な内訳は、次のとおりである。

株主からの単元未満株式の買増請求による減少 1千株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																												
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引に係る注記 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>2,819</td> <td>1,589</td> <td>1,229</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>1,741</td> <td>933</td> <td>808</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2,955</td> <td>1,324</td> <td>1,631</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,516</td> <td>3,846</td> <td>3,670</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	2,819	1,589	1,229	その他の有形固定資産	1,741	933	808	無形固定資産	2,955	1,324	1,631	計	7,516	3,846	3,670	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>2,873</td> <td>1,987</td> <td>885</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>1,554</td> <td>774</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>3,121</td> <td>1,833</td> <td>1,288</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,549</td> <td>4,595</td> <td>2,954</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	機械装置	2,873	1,987	885	その他の有形固定資産	1,554	774	780	無形固定資産	3,121	1,833	1,288	計	7,549	4,595	2,954	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置</td> <td>2,975</td> <td>1,798</td> <td>1,177</td> </tr> <tr> <td>その他の有形固定資産</td> <td>1,868</td> <td>1,001</td> <td>867</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>3,126</td> <td>1,585</td> <td>1,541</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,971</td> <td>4,385</td> <td>3,586</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	機械装置	2,975	1,798	1,177	その他の有形固定資産	1,868	1,001	867	無形固定資産	3,126	1,585	1,541	計	7,971	4,385	3,586
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	2,819	1,589	1,229																																																											
その他の有形固定資産	1,741	933	808																																																											
無形固定資産	2,955	1,324	1,631																																																											
計	7,516	3,846	3,670																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	2,873	1,987	885																																																											
その他の有形固定資産	1,554	774	780																																																											
無形固定資産	3,121	1,833	1,288																																																											
計	7,549	4,595	2,954																																																											
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																											
機械装置	2,975	1,798	1,177																																																											
その他の有形固定資産	1,868	1,001	867																																																											
無形固定資産	3,126	1,585	1,541																																																											
計	7,971	4,385	3,586																																																											
② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 1,491百万円 1年超 2,302 計 3,793	② 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 1,401百万円 1年超 1,660 計 3,061	② 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 1,559百万円 1年超 2,145 計 3,705																																																												
③ 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 849百万円 減価償却費相当額 783 支払利息相当額 65	③ 当中間期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 855百万円 減価償却費相当額 788 支払利息相当額 57	③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,712百万円 減価償却費相当額 1,580 支払利息相当額 129																																																												
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																												
⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。	⑤ 利息相当額の算定方法 同左	⑤ 利息相当額の算定方法 同左																																																												
(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略している。	(減損損失について) 同左	(減損損失について) 同左																																																												

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)、当中間会計期間末(平成19年9月30日)、前事業年度末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価があるものはない。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

中間連結財務諸表における注記事項として記載している。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はない。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

連結財務諸表における注記事項として記載している。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載は省略している。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はない。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得

当社は、平成19年11月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

(1) 理由：1株当たりの株主価値の向上を図るため

(2) 取得する株式の種類：普通株式

(3) 取得する株式の数：500万株（上限）

(4) 株式の取得価額の総額：35億円（上限）

(5) 自己株式取得の期間：平成19年11月26日から平成19年12月20日まで

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はない。

(2) 【その他】

該当事項はない。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に次の書類を提出している。

(1) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 平成19年3月1日 至 平成19年3月31日	平成19年4月11日 関東財務局長に提出
(2) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第66期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年6月28日 関東財務局長に提出
(3) 有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第66期)	自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日	平成19年10月26日 関東財務局長に提出
(4) 自己株券買付状況 報告書	報告期間	自 平成19年11月1日 至 平成19年11月30日	平成19年12月13日 関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 尾 正 孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮 林 利 朗 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 砂 畑 昌 宏 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

1. 会計処理の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間より企業結合に係る会計基準及び事業分離等に関する会計基準を適用している。
2. 会計処理の変更に記載のとおり、当中間連結会計期間より貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 尾 正 孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 砂 畑 昌 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	中	尾	正	孝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	宮	林	利	朗	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	砂	畑	昌	宏	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月20日

大日本スクリーン製造株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 尾 正 孝 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 砂 畑 昌 宏 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 福 島 康 生 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大日本スクリーン製造株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第67期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大日本スクリーン製造株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。